令和元年度版

東京都社会福祉協議会の会員施設・団体等の皆様へ

介護事業者・社会福祉施設損害保険のご案内

【令和元年度版について】

令和元年度制度より、従来は介護事業者向け保険制度、児童福祉関係施設向け保険制度、障害者等施設向け保険制度それぞれにつき、別々のパンフレットとしてご案内していたものを、1冊のパンフレットでご案内することに改定致します。
今回更新いただく傷害保険につきまして、補償内容や保険料に一部改訂があります。主な改定点等はP53『傷害保険等　商品改定のご案内』のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

令和元年度

介護事業者・社会福祉施設損害保険
（本パンフレット）

平成 30 年度

・介護事業者総合保険
・社会福祉施設損害保険（児童福祉関係施設）
・社会福祉施設損害保険

保険期間：令和元年10月1日（午後4時）**～令和2年10月1日**（午後4時）

（ただし、約定履行費用保険・身元信用保険につきましては、令和元年10月1日（午前0時）～令和2年9月30日（午後12時）となります）

募集締切日：令和元年9月18日（水）

加入依頼書の送付先（取扱代理店）・保険料のお支払先はP.55をご覧ください。

●中途加入についても、随時受け付けております。

※中途加入の場合は補償開始日の午前0時から保険契約がスタートします。

社会福祉法人　**東京都社会福祉協議会**

現在ご加入いただいている事業者の皆様へ

1. 現在、介護事業者総合保険にご加入の事業者様

・今年度保険制度の基本補償①事業者賠償責任保険（介護事業者向け）にご加入いただき、②～⑨のオプション補償に選択加入ください。

・加入依頼書は、加入依頼書【介護事業者版】（水色の用紙）をご使用ください。

2. 現在、社会福祉施設損害保険にご加入の事業者様

・今年度保険制度の基本補償①施設損害賠償責任保険（障害者関係施設向け）にご加入いただき、②～⑩のオプション補償に選択加入ください。

・加入依頼書は、加入依頼書【障害者総合支援法対応版】または【その他措置・軽費等版】（ピンク色の用紙）をご使用ください。

3. 現在、社会福祉施設総合保険（児童福祉関係施設）にご加入の事業者様

・今年度保険制度の基本補償①施設損害賠償責任保険（障害・児童施設向け）にご加入いただき、②～⑨のオプション補償に選択加入ください。

・加入依頼書は、加入依頼書【児童福祉関係施設版】（黄色の用紙）をご使用ください。

新規にご加入いただく事業者の皆様へ

加入依頼書については、事業に応じた加入依頼書を１枚ご使用ください。

介護事業者の皆様

・今年度保険制度の基本補償①事業者賠償責任保険（介護事業者向け）にご加入いただき、②～⑨のオプション補償に選択加入ください。

・加入依頼書は、加入依頼書【介護事業者版】（水色の用紙）をご使用ください。

障害等施設を運営されている事業者の皆様
その他措置・軽費等を運営されている事業者の皆様

・今年度保険制度の基本補償①施設損害賠償責任保険（障害者関係施設向け）にご加入いただき、②～⑩のオプション補償に選択加入ください。

・加入依頼書は、加入依頼書【障害者総合支援法対応版】または【その他措置・軽費等版】（ピンク色の用紙）をご使用ください。

児童福祉施設を運営されている事業者の皆様

・今年度保険制度の基本補償①施設損害賠償責任保険（障害・児童施設向け）にご加入いただき、②～⑨のオプション補償に選択加入ください。

・加入依頼書は、加入依頼書【児童福祉関係施設版】（黄色の用紙）をご使用ください。

介護事業者･社会福祉施設損害保険について

賠償資力の確保は万全ですか？

介護事業者・社会福祉施設に発生する様々な事故に備えるための各種保険です。施設の主な事故には、

(1) 施設の利用者に損害を与えた事故
(2) 施設利用者の家族・見学者等の第三者に損害を与えた事故
(3) 施設の預かり中の現金等が損害を受けた事故
(4) 施設の職員が就業中に傷害を被った事故
(5) 施設の利用者が施設の利用中に傷害を被った事故

が考えられます。今回ご案内いたします各種損害保険にご加入いただくことにより、上記のような事故に備えることができます。
また、初期対応費用（対人事故の場合の見舞金費用等）の補償もご提供します。
介護事業者について、公的介護保険対象外の上乗せ・横出し・独自サービス中の事故についても補償します。
『介護事業者・社会福祉施設損害保険』は、次ページの①～⑩の 10 種類の保険から構成されております。
そのうち、「①施設損害賠償責任保険」には必ずご加入いただく必要がありますが、他の 9 種類の保険は施設のニーズにあわせて選択加入することができます。

施設側に賠償責任のない利用者や施設入場者の怪我を補償されたい場合は、⑥施設・サービス利用者向け傷害保険⑦サービス利用者傷害見舞金保険 Ⅰタイプ・Ⅱタイプのオプション加入をご検討ください。

もくじ

基本補償

① 事業者賠償責任保険［介護事業者向け］
（介護サービス事業者賠償責任保険）

補償概要 …… 1ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容 …… 21ページ
保険金をお支払いしない主な場合 …… 29ページ

① 施設損害賠償責任保険［障害その他・児童関係施設向け］
（施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険）
施設が被害者に対して損害賠償責任を負った場合に、その損害を補償する保険

補償概要 …… 3ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容 …… 21ページ
保険金をお支払いしない主な場合 …… 30ページ

任意加入補償

② 借用不動産賠償責任保険
（介護事業者 ー 介護サービス事業者賠償責任保険　借用不動産損壊担保特約条項）
（障害その他･児童施設 ー 施設賠償責任保険　借用不動産損壊担保特約条項）
他人から借用している施設（施設と一括して借用している施設内に備え付けの什器・備品を含みます。）を保険期間中に損壊した場合にその施設の貸主（所有者）に対する賠償責任を補償します。

補償概要 …… 8ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容 …… 22ページ
保険金をお支払いしない主な場合 …… 31ページ

③ 医療事故賠償責任保険
（医師賠償責任保険）
医師の医療行為ミスによる患者の身体の障害について損害賠償責任を負った場合にその損害を補償する保険

補償概要 …… 9ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容 …… 22ページ
保険金をお支払いしない主な場合 …… 31ページ

④ 従事者向け傷害保険
（総合生活保険（傷害補償）･就業中のみの危険補償特約付帯）
施設の従事者が、就業中（通勤途上を含む）に急激･偶然･外来の事故によりケガをされた場合に補償する保険

補償概要 …… 10ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容 …… 23ページ
保険金をお支払いしない主な場合 …… 31ページ

⑤ 従事者向け感染症補償保険
（約定履行費用保険）
施設の従事者が業務に起因して、特定の疾病に感染した場合の見舞金等の支出による費用を補償する保険

補償概要 …… 11ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容 …… 23ページ
保険金をお支払いしない主な場合 …… 31ページ

⑥ 施設･サービス利用者向け傷害保険
（総合生活保険（傷害補償）、管理下中のみの傷害危険補償特約･往復途上傷害危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償）、学校契約団体傷害保険）
利用者が施設･サービス利用中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に補償する保険（入所者は24時間補償です。）

補償概要 …… 12ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容 …… 24ページ
保険金をお支払いしない主な場合 …… 32ページ

もくじ

任意加入補償

⑦-1 サービス利用者傷害見舞金補償保険(Iタイプ)

(ﾚｼﾞｬｰ･ｻｰﾋﾞｽ施設費用保険)

施設に生じた事故や施設の敷地内で発生した事故について、施設が被害者に見舞金を支払う場合に、その見舞金等の支出による費用を補償する保険。

補償概要…… 14ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容 …… 25ページ
保険金をお支払いしない主な場合… 32ページ

⑦-2 サービス利用者傷害見舞金補償保険(Ⅱタイプ)

(約定履行費用保険、総合生活保険(傷害補償)、管理下中のみの傷害危険補償特約･往復途上傷害危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償))

Ⅱタイプでは、サービス提供中の利用者の敷地外での急激かつ偶然な外来の事故によるケガも補償します。(入所者は24時間補償です。)

補償概要…… 15ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容 …… 25ページ
保険金をお支払いしない主な場合… 33ページ

⑧ 送迎中自動車傷害保険

(交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約)

特定された自動車に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故による搭乗者のケガを補償する保険

補償概要…… 16ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容 …… 26ページ
保険金をお支払いしない主な場合… 33ページ

⑨ 施設現金等総合保険、身元信用保険

(動産総合保険+受託者賠償責任保険、身元信用保険)

～施設の現金等が不測かつ突発的な事故により損害を被った等の場合に補償する保険～

補償概要…… 17ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容 …… 26ページ
保険金をお支払いしない主な場合… 34ページ

任意加入補償(障害等施設向け)

⑩ 就労支援事業向け作業受託物賠償責任保険

(受託者賠償責任保険)

補償概要…… 20ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容 …… 28ページ
保険金をお支払いしない主な場合… 35ページ

事故発生から保険金お支払いまでの流れ …… 36ページ
ご加入にあたってのご注意 …… 42ページ
重要事項説明(契約概要･注意喚起情報のご説明)ご加入内容確認事項(意向確認事項) … 44ページ
契約内容に変更が生じた場合 …… 51ページ
商品改定のご案内 …… 53ページ
本保険に関するお問い合わせ先 …… 55ページ

介護事業者向け

① 事業者賠償責任保険
（介護サービス事業者賠償責任保険）

～『介護事業者・社会福祉施設保険』の基礎となる保険です～

被保険者（補償を受けることが出来る方）

①サービスを提供する事業者（記名被保険者）
②事業者の役員・職員（常勤・非常勤を問わず）
③パートタイマー・協力会員・ホームヘルパー・ボランティア等養成研修受講生等（事業者の指示、管理のもとで活動するものに限ります。）
④記名被保険者が住宅改修工事を行う場合は下請負人
＊事業者に登録され、事業の依頼で活動するボランティアスタッフは対象となりますが、直接施設の指導、監督下にない場合は対象となりません。
＊②～④については①の業務を遂行に関する場合に限り、被保険者に含まれます。

補償内容

①～⑥の事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限ります。（注1）
①対人・対物事故　②訪問看護業務事故　③管理下財物事故　④人格権侵害事故　⑤徘徊による使用阻害事故　⑥経済的事故

注1④および⑥の事故については、保険金をお支払いするのは、事故についての損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。
また、損害賠償に関する争訟について当社の書面による同意を得て支出した争訟費用（裁判費用や被保険者側の弁護士報酬等）を支払います。

①【対人・対物事故】
次の事由に起因する他人の身体の障害または財物（管理下財物を除きます。）の損壊
a.施設　b.仕事（訪問看護業務を除きます。）の遂行またはその結果　c.生産物

②【訪問看護業務事故】
仕事のうち、訪問看護業務の遂行またはその結果に起因する他人の身体の障害または財物（管理下財物を除きます。）の損壊

③【管理下財物事故】
記名被保険者が仕事の遂行にあたり使用または管理する他人の財物（サービス利用者宅の家具・レンタル用品等の動産。現金を含みます。）の損壊・紛失・詐取・盗取

④【人格権侵害事故】
施設、仕事の遂行またはその結果、生産物に関する不当行為（日本国内で行われた不当な身体の拘束、口頭・文書もしくは図画等による表示）に起因して他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したこと

⑤【徘徊による使用阻害事故】
認知症またはその疑いのあるサービス利用者の徘徊（仕事の遂行中に発生したものに限ります。）による不測の事象（他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。）に起因する他人の財物の使用阻害
保険金をお支払するのは、使用阻害された他人の財物について、その財物の正当な権利を有する者に対して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

⑥【経済的事故】
（サービス種類1,17,18(施設サービス計画作成業務のみ),22の事業者の方のみ）居宅介護支援業務の遂行に起因して次の者の財産に金銭上の損害を与えること（対人、対物事故を伴わない経済的事故）
a. 要介護・要支援状態にある者
b. 介護予防業務のうち、二次予防事業の対象者
- ●要介護・要支援の認定等に関する申請代行または認定調査
- ●介護予防事業の対象者の把握・調査
- ●ケアプラン・介護予防ケアプランの作成およびこれらに基づくサービスの提供の要請・仲介・連絡調整、対象者の継続管理・再アセスメント

〈事故例〉
・入浴サービス中に誤って手を滑らせ利用者を転倒させてケガをさせてしまった。・おむつ交換中、重心を片足に掛けすぎて高齢者の足を骨折させてしまった。・事業者の配食サービスにより食中毒が発生した。　等

上記のほか、被保険者が以下の費用を支出したことによる損害に対しても、保険金をお支払いします。

【初期対応費用】
この保険の補償対象となりうる事故が発生した場合、初期対応のために被保険者が支出した担当者の派遣費用・事故現場の保存費用等を社会通念上妥当な範囲でお支払いいたします。

【見舞金・見舞品購入費用】
この保険の補償対象となりうる対人事故が発生した場合に被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる被害者への見舞金（香典を含む）・見舞品購入費用について初期対応費用の内枠で補償します。

【サービス利用者捜索費用】
サービス利用時間中のサービス利用者が保険期間中に日本国内において行方不明となった場合に、記名被保険者が支出した捜索費用や使用人派遣費用、謝礼金等の所定の費用について補償いたします。（ただし、保険金をお支払いするのは、警察署長へ行方不明者に係る届出が行われた場合に限ります。）

【特定感染症対応費用】
サービス利用者が施設において一類感染症、二類感染症および三類感染症を発症したことについて、記名被保険者が支出した消毒費用や検査費用等の所定の費用について補償いたします。（ただし、保険金をお支払いするのは、保険期間中に、被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った場合に限ります。）

支払限度額 （介護サービス事業者賠償責任保険）

免責金額（自己負担）はありません。

補償内容				支払限度額 Ⅰタイプ	Ⅱタイプ	Ⅲタイプ
賠償責任	対人・対物賠償（訪問看護業務除く）		1事故・保険期間中	1.5 億円	5 億円	10 億円
	訪問看護業務における対人・対物賠償（＊1）		1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
			保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	人格権侵害事故		1請求・保険期間中	300 万円		
	管理下財物事故	貨紙幣以外	1事故	100 万円（＊3）		
		貨紙幣	1事故	10 万円		
	経済的事故		1請求・保険期間中	100 万円		
	徘徊による事故		1事故・保険期間中	500 万円		
費用部分	初期対応費用	初期対応費用（＊2）	1事故	500 万円		
		うち見舞金・見舞品購入費用	1事故において1名につき	10 万円		
	サービス利用者捜索費用		1名・1事故	20 万円（うち謝礼金 1名・1法人 5,000円）		
	特定感染症対応費用		1事故	100 万円		

（＊1）訪問看護のサービス種類でご加入いただいている事業者のみ補償対象となります。（＊2）社会通念上妥当な金額とします。
（＊3）ただし、事故の生じた地および時における管理下財物の価額を超えないものとします。

年間保険料

売上高が次にあてはまる場合は別途ご相談ください。
14福祉用具貸与:2億円以上　15福祉用具販売:2億円以上　16住宅改修:5,000万円以上

	サービス種類	保険料算出の基礎	Ⅰタイプ	Ⅱタイプ	Ⅲタイプ
1	居宅介護支援	（　）内従事者年間総活動時間(＊4)	（　）時間×3円	（　）時間×4円	（　）時間×5円
2	訪問介護・夜間対応型訪問介護	（　）内従事者年間総活動時間(＊4)	（　）時間×4円	（　）時間×7円	（　）時間×9円
3	訪問入浴介護				
4	訪問リハビリテーション				
5	通所介護・認知症対応型通所介護（入浴あり）	1施設あたり	103,500円	174,460円	227,330円
	通所介護・認知症対応型通所介護（入浴なし）		61,370円	92,440円	113,670円
6	通所リハビリテーション		103,500円	174,460円	227,330円
7	短期入所生活介護		117,310円	197,780円	257,660円
	短期入所生活介護（5or17に同時加入の場合）		65,170円	109,880円	143,140円
8	小規模多機能型居宅介護		97,760円	164,800円	214,720円
9	短期入所療養介護		117,310円	197,780円	257,660円
10	認知症対応型共同生活介護				
11	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）（訪問看護サービス業務は補償対象外）		97,760円	164,800円	214,720円
12	特定施設入居者生活介護		117,310円	197,780円	257,660円
13	地域密着型特定施設入居者生活介護				
14	福祉用具貸与	（　）内年間売上高	（　）万円×13円	（　）万円×23円	（　）万円×29円
15	福祉用具販売				
16	住宅改修		（　）万円×42円	（　）万円×70円	（　）万円×94円
17	指定介護老人福祉施設	1施設あたり	124,810円	210,410円	274,090円
	□施設サービス計画作成	（　）内従事者年間総活動時間(＊4)	（　）時間×3円	（　）時間×4円	（　）時間×5円
18	地域密着型介護老人福祉施設	1施設あたり	124,810円	210,410円	274,090円
	□施設サービス計画作成	（　）内従事者年間総活動時間(＊4)	（　）時間×3円	（　）時間×4円	（　）時間×5円
19	介護老人保健施設・無料低額介護老人保健施設	1施設あたり	124,810円	210,410円	274,090円
20	指定介護療養型医療施設				
21	訪問看護	（　）内年間売上高	（　）万円×4円	（　）万円×5円	（　）万円×6円
22	その他サービス □老人介護支援センター □地域包括支援センター □介護予防支援事業 □介護予防・日常生活支援総合事業 □その他（　　）	（　）内従事者年間総活動時間(＊4)	（　）時間×4円	（　）時間×7円	（　）時間×9円

（＊4）「従事者年間総活動時間」とは、そのサービスに携わる全従事者の1年間の総活動（勤務）時間を指します。

【保険料算出の基礎が総活動時間または売上高の事業者】
ご加入時に把握可能な最近の会計年度の確定した総活動時間または売上高に基づいて保険料を算出します。保険期間中の総活動時間または売上高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた総活動時間または売上高が把握可能な最近の会計年度の総活動時間または売上高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

障害その他・児童関係施設向け

① 施設損害賠償責任保険

（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）

～『介護事業者・社会福祉施設保険』の基礎となる保険です～

補償内容・範囲

日本国内において保険期間中に発生した偶然の「施設事故」「施設業務事故」「食中毒事故」「受託物事故」（P4ご参照）により、その事故の被害者が死傷したり、被害者の財物を壊したりした際に発生する治療費・修理費等の費用に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負う場合に、その被る損害を補償します。 また、損害賠償に関する争訟について当社の書面による同意を得て支出した争訟費用（裁判費用や被保険者側の弁護士報酬等）を支払います。被保険者はそれぞれ次の方々となります。

被保険者（この保険により補償を受けることが出来る方）の範囲

加害者として法律上の賠償責任を負った場合に保険の対象となる方は下記の通りです。 おすすめ

	Ⅰタイプ加入	Ⅱタイプ加入	Ⅲタイプ加入
施設 （サービスを提供する事業者・団体・グループ・法人の役員・従事者（職員・アルバイト・ボランティア（注1）、実習生、ヘルパー等）の行為により、施設が賠償責任を負った場合も対象に含みます。）	○	○	○
施設利用者 （入所者、通所者。但し、責任無能力者は除く） （施設賠償責任保険のみ）（注2）	―	○	○

被害者の範囲

利用者、見学者、利用者の家族、その他第三者（上記、被保険者以外の方（注2））

加害者と被害者は別人でなければなりません。被害者自身の過失・責任により生じた事故等で被保険者に賠償責任が発生しない場合は補償されません。⑥施設・サービス利用者向け傷害保険⑦-1.2. サービス利用者傷害見舞金補償保険で対応できる場合があります。

（注1）施設に登録され施設の依頼で活動するボランティアスタッフを含みますが、直接施設の指導・監督下にないときの事故等で施設に法律上の賠償責任が発生しない場合には対象となりません。

（注2）Ⅱタイプ・Ⅲタイプにご加入の場合の施設事故・施設業務事故については、施設利用者は施設内にいる間または施設外で施設の管理下において活動している間に限り、被保険者に含まれます。（その事故が被保険者相互間で発生した場合は、被害者側の被保険者は第三者とみなされ補償の対象となります。）

支払限度額（免責金額：１事故につき 5,000 円）

おすすめ

			Ⅰタイプ		Ⅱタイプ		Ⅲタイプ	
			施設･施設業務事故（施設賠償責任保険）	食中毒事故（生産物賠償責任保険）	施設･施設業務事故（施設賠償責任保険）	食中毒事故（生産物賠償責任保険）	施設･施設業務事故（施設賠償責任保険）	食中毒事故（生産物賠償責任保険）
賠償責任	対人	１名につき	3,000 万円	3,000 万円	6,000 万円	6,000 万円	２億円	２億円
		１事故１保険期間中	３億円	３億円	６億円	６億円	10 億円	10 億円
	対物	１事故につき	500 万円	－	1,000 万円	－	2,000 万円	－
		保険期間中	－	－	－	－	－	－
	人格権侵害	１名･１事故･保険期間中	300 万円					
費用部分	初期対応費用	１事故	500 万円					
	うち見舞金・見舞品購入費用	１事故において１名につき	10 万円					

上記補償内容には、Ⅰタイプ、Ⅱタイプ、Ⅲタイプ共に、受託物事故に関する補償（利用者からの預かり物を対象とします）として対物１事故・保険期間中支払限度額３００万円の補償がセットされています。

※Ⅰタイプ、Ⅱタイプ、Ⅲタイプでは支払限度額が異なる他、被保険者の範囲も異なります。Ⅱタイプ・Ⅲタイプにご加入の場合、被保険者相互間の施設・施設業務事故も補償の対象となります。

※１事故で対人・対物両方のお支払が発生する場合には、対人・対物それぞれに１回の事故について５，０００円の免責金額が適用されます。

「施設事故」とは・・・（施設賠償責任保険にて対応）
被保険者が所有・使用・管理する建物または設備の構造上の欠陥や管理の不備が原因となり他人の身体・生命を害したり、財物を損壊すること（漏水事故を含む）。→施設管理ミス
例）階段の手すりが老朽化していたためにネジがとれ、利用者が倒れケガをした。

「施設業務事故」とは・・・（施設賠償責任保険にて対応）
施設の用法に伴う被保険者の業務遂行に起因して他人の身体・生命を害したり、財物を損壊すること
→業務遂行上のミス
例１）施設利用者を介助中に、誤って手を滑らせ、利用者を転倒させケガを負わせた。
例２）施設職員が車椅子の操作を誤り、通りがかりの人にぶつけてケガをさせた。（事故の発生現場は、施設の内外を問いません）

「食中毒事故」とは・・・（生産物賠償責任保険にて対応）
被保険者が施設利用者に提供した飲食物が原因となり施設利用者の身体・生命を害すること
例）施設の配食サービスにより、食中毒が発生した。

「受託物事故」とは・・・（受託者賠償責任保険にて対応）
被保険者が施設利用者からの預かり物を損壊・紛失したり、盗取・詐取されること
例）施設利用者から預かったバッグを誤って、壊してしまった。
※利用者から預かった貨幣、紙幣等の現金は本保険では対象になりません。（詳細は「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。）『⑨施設現金等総合保険・身元信用保険』で不測かつ突発的な事故によって生じた損害は対象とさせていただくことができます。

「人格権侵害」とは・・・
施設事故・施設業務事故・食中毒事故・受託物事故に伴う不当行為（不当な身体拘束、または口頭・文書・図画等による表示行為をいいます）が保険期間中に日本国内で行われたことによって第三者の自由・名誉またはプライバシーの侵害をしたことについて被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いいたします。

「初期対応費用」とは・・・
（１）この保険の補償対象となりうる事故が発生した場合、被保険者が初期対応を行うために支出した担当者の派遣費用・事故原因の調査費用等（対象となる費用の詳細はお問い合わせください）の損害に対して社会通念上妥当な範囲で保険金をお支払いいたします。
（２）また、この保険の補償対象となりうる対人事故が発生した場合に被保険者が負担する社会通念上妥当と判断できる被害者への見舞金もしくは香典または見舞品購入費用について保険金をお支払いいたします。（支払限度額は被害者1名あたり10万円となります。）

ご注意！

(1) 次の事故については補償の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、詳しい内容およびこの他の対象外事故については、後述「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

・自動車事故
・送迎を伴わない通所途上の事故
・原因不明で被保険者に責任が生じない事故
・専門職（医師、看護師、あん摩マッサージ指圧師 等の保険約款で定めるもの）の業務による事故

(2) 下記は補償の対象となります。
（ただし、前頁「補償内容・範囲」に該当する事故の場合に限ります。）

・施設主催による旅行中（日帰り、宿泊）の事故
・ホームヘルプ（派遣）業務中の事故
・出張入浴サービス中の事故
・施設主催の行事開催中の事故
・施設内の給食サービスによる食中毒

① 年間保険料

障害者総合支援法等対応

以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲタイプでは、支払限度額および被保険者の範囲が異なります。（P.3 をご覧ください。）

No	☆施設・事業種別		①施設損害賠償責任保険（施設･受託者･生産物賠償責任保険）					
			Ⅰタイプ		Ⅱタイプ		Ⅲタイプ	
1	施設入所支援		○32,820円	ショートステイ（定員あたり）○1名 19,640円 ○2名 20,590円 ○3名 21,530円 ○4名 22,470円 ○5名 23,420円 ○6名 24,350円	○62,370円	ショートステイ（定員あたり）○1名 35,720円 ○2名 37,450円 ○3名 39,130円 ○4名 40,860円 ○5名 42,580円 ○6名 44,370円	○68,610円	ショートステイ（定員あたり）○1名 39,290円 ○2名 41,200円 ○3名 43,040円 ○4名 44,950円 ○5名 46,830円 ○6名 48,810円
2	共同生活援助（グループホーム）	介護サービス包括型	○32,820円		○62,370円		○68,610円	
		外部サービス利用型	○18,310円		○33,300円		○36,630円	
3	療養介護		○23,380円		○42,520円		○46,770円	
4	生活介護		○23,380円		○42,520円		○46,770円	
5	自立訓練（機能訓練）		○18,780円		○35,680円		○39,240円	
6	自立訓練（生活訓練）		○18,780円		○35,680円		○39,240円	
7	宿泊型自立訓練		○32,820円		○62,370円		○68,610円	
8	就労移行支援		○18,780円		○35,680円		○39,240円	
9	就労継続支援A型（注1）		○18,780円		○35,680円		○39,240円	
10	就労継続支援B型		○18,780円		○35,680円		○39,240円	
11	地域活動支援センターⅠ型		○17,570円		○31,940円		○35,130円	
12	地域活動支援センターⅡ型		○25,530円		○46,450円		○51,100円	
13	地域活動支援センターⅢ型		○25,530円		○46,450円		○51,100円	
14	福祉ホーム		○18,310円		○33,300円		○36,630円	
15	日中一時支援事業		○23,380円		○42,520円		○46,770円	
16	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援事業、意思疎通支援事業、同行援護		－		○従事者年間総活動時間★（　）時間×1.2円		○従事者年間総活動時間★（　）時間×1.3円	
17	重度障害者等包括支援		－		○従事者年間総活動時間★（　）時間×1.8円		○従事者年間総活動時間★（　）時間×2.0円	
18	一般相談支援事業、特定相談支援事業		－		○従事者年間総活動時間★（　）時間×1.2円		○従事者年間総活動時間★（　）時間×1.3円	
19	法外事業（心身障害者（児）訓練事業、心身障害者授産事業と同種の事業）	30名以下	○17,570円		○31,940円		○35,130円	
		31名以上	○23,290円		○42,310円		○46,550円	
20	その他（　　）							

（注1）利用者が被る賠償責任を補償の対象（施設･施設業務事故に限ります）にする場合は、かならずⅡ、Ⅲタイプをお選びください。

ご加入にあたっての注意点 ☆

施設損害賠償責任保険の年間保険料について

1. 多機能で 1～15 のサービス種類にご加入される場合、加入されるサービスの各保険料のうち最も高い保険料が、加入されるサービス全体の保険料となります。
2. 「16 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援事業、意思疎通支援事業、同行援護」、「17 重度障害者等包括支援」、「18 一般相談支援事業、特定相談支援事業」、「19 法外事業（心身障害者（児）訓練事業、心身障害者授産事業と同種の事業）」ショートステイにご加入の場合は、該当保険料を加算してください。
3. 加入タイプは、全て同じタイプとしてください。

その他措置・軽費等

以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲタイプでは、支払限度額および被保険者の範囲が異なります。（p.3をご覧ください。）

No	☆施設・事業種別	①施設損害賠償責任保険（施設･受託者･生産物賠償責任保険）					
		Ⅰタイプ		Ⅱタイプ		Ⅲタイプ	
1	婦人保護施設	○15,580円	ｼｮｰﾄｽﾃｲ(*1)（定員あたり）○1名 19,640円 ○2名 20,590円 ○3名 21,530円 ○4名 22,470円 ○5名 23,420円 ○6名 24,350円 ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ（1施設あたり）○ 25,530円	○28,350円	ｼｮｰﾄｽﾃｲ(*1)（定員あたり）○1名 35,720円 ○2名 37,450円 ○3名 39,130円 ○4名 40,860円 ○5名 42,580円 ○6名 44,370円 ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ（1施設あたり）○ 46,450円	○31,180円	ｼｮｰﾄｽﾃｲ(*1)（定員あたり）○1名 39,290円 ○2名 41,200円 ○3名 43,040円 ○4名 44,950円 ○5名 46,830円 ○6名 48,810円 ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ（1施設あたり）○ 51,100円
2	救護施設	○21,470円		○39,040円		○42,940円	
3	更生施設	○32,820円		○59,660円		○65,620円	
4	宿泊所･宿所提供施設	○14,720円		○26,750円		○29,430円	
5	養護老人ホーム	○20,780円		○39,510円		○43,470円	
6	軽費老人ホーム（A型）	○15,580円		○29,610円		○32,580円	
7	軽費老人ホーム（B型）	○14,820円		○28,130円		○30,940円	
8	軽費老人ホーム（ケアハウス型）	○15,580円		○29,610円		○32,580円	
9	都市型軽費老人ホーム	○15,580円		○29,610円		○32,580円	
10	盲人ホーム	○22,270円		○40,520円		○44,570円	
11	福祉センター（高齢者･身体障害者）･老人憩いの家	○10,250円		○18,650円		○20,520円	
12	授産場･社会事業授産	○32,820円		○59,660円		○65,620円	
13	認定生活困窮者就労訓練事業	○18,780円		○35,680円		○39,240円	
14	その他（　　）						

＊1 ショートステイには、緊急一時保護、一時的に利用者を預かるトワイライト事業、障害者総合支援法対象のショートステイ事業等も含む。

加入依頼書の記入方法について

（同封の加入依頼書記載例をご参照ください）

1．加入されるサービスに●をしてください。
2．「①施設損害賠償責任保険」について（障害者総合支援法等対応版のみ）
　（1）加入されるタイプをご選択いただき、加入されるサービスのうち最も高い保険料に●をしてください。
　（2）ショートステイ事業に加入される場合は、該当の定員に●をしてください。
3．②～⑩の保険について：加入される場合、該当箇所に●をし、( )内に人数、保険料等をご記入ください。

児童福祉関係施設

以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲﾀｲﾌﾟでは支払限度額および被保険者の範囲が異なります。（p.3をご覧ください。）

No	☆施設・事業種別	①施設損害賠償責任保険（施設･受託者･生産物賠償責任保険）					
		Ⅰタイプ		Ⅱタイプ		Ⅲタイプ	
1	児童養護施設	○32,260円	ｼｮｰﾄｽﾃｲ（※1）（定員あたり）○1名 19,640円 ○2名 20,590円 ○3名 21,530円 ○4名 22,470円 ○5名 23,420円 ○6名 24,350円 ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ（1施設あたり）○ 25,530円	○58,670円	ｼｮｰﾄｽﾃｲ（※1）（定員あたり）○1名 35,720円 ○2名 37,450円 ○3名 39,130円 ○4名 40,860円 ○5名 42,580円 ○6名 44,370円 ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ（1施設あたり）○ 46,450円	○64,540円	ｼｮｰﾄｽﾃｲ（※1）（定員あたり）○1名 39,290円 ○2名 41,200円 ○3名 43,040円 ○4名 44,950円 ○5名 46,830円 ○6名 48,810円 ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ（1施設あたり）○ 51,100円
2	児童自立支援施設	○81,700円		○148,530円		○163,380円	
3	児童養護グループホーム、小規模住居型児童養育事業	○18,310円		○33,300円		○36,630円	
4	福祉型障害児入所施設（知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設）	○51,850円		○94,290円		○103,710円	
5	医療型障害児入所施設（重症心身障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設）	○65,280円		○118,720円		○130,590円	
6	児童発達支援（重症心身障害児通所施設、難聴幼児通園施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、児童デイサービス）	○49,920円		○90,770円		○99,850円	
7	放課後等デイサービス（旧児童デイサービス）	○34,120円		○62,050円		○68,250円	
8	自立援助ホーム	○21,510円		○39,110円		○43,020円	
9	乳児院	○17,470円		○31,750円		○34,930円	
10	保育所等訪問支援	○15,870円		○22,050円		○24,260円	
11	認可保育所	○10,510円		○14,710円		○16,180円	
12	幼保連携型認定こども園	○15,870円		○22,050円		○24,260円	
13	小規模保育事業、家庭的保育事業（家庭福祉員）、その他保育サービス	○15,870円		○22,050円		○24,260円	
14	認証保育所	○13,660円		○19,120円		○21,030円	
15	児童館、学童クラブ等	○16,730円		○30,410円		○33,440円	
16	母子生活支援施設	○19,890円		○36,150円		○39,770円	
17	子ども家庭支援センター（子育て支援センター）	○10,250円		○18,650円		○20,520円	
18	特定相談支援、障害児相談支援	－		○従事者年間総活動時間★（　　）時間×1.2円		○従事者年間総活動時間★（　　）時間×1.3円	
19	その他（　　）						

＊1 ショートステイには、緊急一時保護、一時的に利用者を預かるトワイライト事業、障害者総合支援法対象のショートステイ事業等も含む。

※なお、ご加入の保険は、保険期間中に事故が発生した場合に限り、補償の対象となります。
※この保険と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。ただし、Ⅱ･Ⅲタイプの施設賠償責任保険において、利用者の行為に起因して損害が発生した場合は、損害の額が、他の保険契約等により支払うべき保険金の額とその免責金額との合算額を超過した場合に限り、その超過額に対して保険金を支払います。

② 借用不動産賠償責任保険

（介護事業者 ー 介護サービス事業者責任保険　借用不動産損壊担保特約条項）
（障害その他・児童施設 ー 施設賠償責任保険　借用不動産損壊担保特約条項）

～①基本補償の賠償責任保険では補償対象とならない借用不動産を損壊させてしまった事故に備える保険です。～

被保険者

事業者

補償内容

日本国内で被保険者が業務遂行のために他人から借用している施設（施設と一括して借用している備え付けの什器・備品を含みます。）を不測かつ突発的な事由によって滅失または、破損、汚損した場合に当該施設についてその貸主（所有者）に対して記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお保険期間中に日本国内において発生した事故に限ります。
※加入依頼書ご記載の借用している施設に限ります。

支払限度額・年間保険料

対物支払限度額	１施設あたり保険料
１事故・保険期間中／２，０００万円	１４，９５０円
１事故・保険期間中／５，０００万円	３７，８８０円

１事故につき免責金額１０万円。ただし、免責金額は、火災、破裂・爆発、給排水管・暖冷房装置・湿度調節装置・消火栓または業務用もしくは家事用器具等からの蒸気または水の漏出・いっ出や、スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出、騒じょうおよびこれに類似の集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為による損害には適用されません。

③ 医療事故賠償責任保険
（医師賠償責任保険）

～「①施設損害賠償責任保険」では補償対象とならない医療事故に備える保険です。
診療所が併設されている施設で、病床数が0（ゼロ）の診療所が対象となります。～

被保険者

医療行為を行うことが出来る方が所属する事業者（訪問看護事業者等を除く）

補償内容・範囲

医師や補助者（看護師等）が日本国内で医療業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことが原因で、その医療行為の対象者である利用者に身体の障害（死亡を含みます。）を与えたことについて、保険期間中に事故が発見され被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

支払限度額・年間保険料（免責金額（自己負担額）：なし）

		Ⅰタイプ	Ⅱタイプ
支払限度額（対人支払限度額）	１事故	３,０００万円	１億円
	保険期間中	９,０００万円	３億円
保険料（１施設あたり）		４５,０００円	７６,２４０円

ご注意！

この保険は施設を被保険者としているため、勤務医や看護師個人に対して損害賠償請求がなされた場合は、補償の対象となりません。勤務医・看護師個人の賠償責任を補償するためには、それぞれを被保険者とした「医師賠償責任保険」「看護職賠償責任保険」に別途加入いただく必要がありますので、ご注意ください。

④ 従事者向け傷害保険

（総合生活保険（傷害補償）・就業中のみの危険補償特約付帯）

～従事者（被保険者:保険の対象となる方）が就業中の急激かつ偶然な外来の事故により
ケガをした場合に、政府労災の認定に関わらず定額で補償を行う保険です～

被保険者 （保険の対象となる方）

サービス従事者（職員、パートタイマー、協力会員等）

補償内容・範囲

サービス従事者（職員、パートタイマー、協力会員等）が**サービス従事中**（通勤途上を含みます。）に急激・偶然・外来の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
（例）職員が、業務中階段を踏み外し足をケガして、入院した。

保険金額

	Ⅰタイプ	Ⅱタイプ	Ⅲタイプ
死亡・後遺障害保険金	600 万円	800 万円	1.500 万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡･後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。		
入院保険金日額 （事故日からその日を含めて180日以内で180日限度）	4,500 円	5,500 円	10,000 円
通院保険金日額 （事故日からその日を含めて180日以内で90日限度）	2,400 円	3,500 円	6,500 円
手術保険金	〔入院保険日額〕×〔入院中の手術は10倍、入院以外の手術は5倍〕をお支払いします。＊1		
1 名あたり保険料	6,490 円	8,850 円	16,430 円

＊1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
※ 上記保険料は、15％の団体割引を適用しています。

年間保険料

年間保険料＝１名あたり保険料　×　１日の最高稼働従事者数

※ 従事者名簿は常時備え付けください。保険会社が必要と認めた場合は、従事者名簿をご提出いただきます。
※ １日の最高稼働従事者数に変更があった場合はご連絡ください。保険料の精算が必要となります。なお、ご加入時より最高稼働従事者数が増えたにもかかわらず、故意または重大な過失によって遅滞なく通知しなかったり、従事者数の増加について相当の期間内に追加保険料をいただけない場合は、保険金を削減してお支払いすることとなります。なお、追加保険料のお支払いが相当の期間内にない場合はご加入が解除となることがあります。
※ １日の最高稼働従事者数とは、稼働する従事者が最も多い日の１日あたりの延べ従事者の人数をいいます。

その他ご注意事項

・保険金は、直接従事者へお支払いします。ただし、死亡保険金については、法定相続人へのお支払いとなります。
・保険料は、職種級別Ａ（社会福祉事業専門職員等）の方を対象としたものです。それ以外の職種の方は取扱代理店までお問い合わせください。

⑤ 従事者向け感染症補償保険
（約定履行費用保険）

被保険者
事業者

補償対象者
サービス従事者　※従事者とは、貴施設で従事する役員、職員（常勤・非常勤問わず）のことをいいます。

補償内容
サービス従事者がその業務遂行により細菌・ウィルス等の病原体に感染したことにより、下記「対象となる感染症」に掲げる疾病を発症し、発症の日を含めて１８０日以内に死亡または入院・通院が保険期間中に生じた際に、事業者が東京都社会福祉協議会「感染症補償規程」に基づきその従事者または遺族に対し補償金を支払うことにより被った損害に対して、保険金をお支払いします。（入院または通院は、４日以上のものがお支払い対象です。）

対象となる感染症
肝炎（Ｂ型およびＣ型）、結核、ＨＩＶ感染症（エイズ）、皮膚感染（疥癬、カンジダ症、白癬症、帯状疱疹、単純ヘルペス、紅色陰癬等）、腸管感染症（コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、細菌性食中毒　等）、ＭＲＳＡ（院内感染）、肺炎、ペスト、エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS、コロナウィルスであるものに限ります。）

保険金額（1名あたり）と保険料（1名あたり）

死亡見舞金（１名につき）	100万円
入院見舞金：入院日数15日以上（１名につき）	5万円
入院見舞金：入院日数８～１４日（１名につき）	3万円
入院見舞金：入院日数４～７日（１名につき）	2万円
通院見舞金：通院日数４日以上（１名につき）	1万円
保険料（１名につき）	**３００円**

年間保険料（1施設あたり）

年間保険料　＝　300 円　×　全従事者数（常勤・非常勤）

＊貴施設の業務に従事する従事者全員を対象とした保険ですので、最近の会計年度等における全従事者数でのお申し込みとなります。（特定の業務に従事する人のみの加入はできません。）
＊なお、当保険のお支払いにあたっては、被保険者（貴施設）が作成・保管する名簿に記載されている従事者の方に生じた事故に限ります。

ご加入に際して
（１）本保険にご加入いただくにあたりましては、以下に掲げる要件を満たす「感染症補償規程」等を貴施設が定められていることが必要です。
①感染症罹災など偶然な事故を補償金支給事由としていること
②書面によるものであること
③別の保険契約約款または公的保険制度でないこと
④従事者すべてを補償金支給対象としていること
⑤従事者の全員に周知徹底されているものであること
⑥補償金等の支給額が社会通念上妥当な額であること
（２）添付の規程に署名・捺印の上、加入依頼書とともにご提出ください。
（３）従事者に感染症が発生した場合には、まず貴施設が感染症補償規程に従って補償金を給付いただき、その後に引受保険会社が保険約款に従って貴施設に保険金をお支払いいたします。
（４）貴施設が、規程に従い従事者に補償金を給付した場合でも、保険約款に定める補償内容に合致しない場合や、後述「保険金をお支払いできない主な場合」等に該当する場合は保険金をお支払いできません。

（補足）従事者向け感染症補償保険ご加入にあたって
従事者向け感染症補償保険に加入する場合は、加入者において感染症に対する補償を定めた規程が存在することが前提となります。別紙の規程に署名・捺印の上、加入依頼書に添付してご提出ください。

⑥ 施設・サービス利用者向け傷害保険

（総合生活保険（傷害補償）、管理下中のみの傷害危険補償特約・往復途上傷害危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償）・学校契約団体傷害保険）

～施設・サービス利用者が施設の管理下またはサービス利用中の事故等によりケガをした時に、賠償責任の有無に関係なく定額で補償を行う保険です。～

被保険者 （保険の対象となる方）

施設・サービス利用者ご本人

補償内容・範囲

施設・サービス利用者が急激・偶然・外来の事故（通所型は施設の管理下またはサービスを利用中（往復途上を含む））によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
（例）利用者が、施設内で階段を踏み外し足をケガして、入院した。

対象となる施設

種　類	施　設　種　別
施設A （管理下中＋往復途上）	児童福祉関係施設のうち、次のサービス種別の施設。 6. 児童発達支援（重症心身障害児通所施設、難聴幼児通園施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、児童デイサービス） 7. 放課後等デイサービス（旧児童デイサービス）
施設B （管理下中＋往復途上）	児童福祉関係施設のうち、次のサービス種別の施設。 10. 保育所等訪問支援　11. 認可保育所　12. 幼保連携型認定こども園 13. 小規模保育事業、家庭的保育事業（家庭福祉員）、その他保育サービス 14. 認証保育所
施設C （通所型・訪問型） （管理下中＋往復途上）	上記以外の通所型・訪問型施設 （介護事業者、障害、その他措置・軽費、上記以外の児童施設）
施設D （入所型） （24時間補償）	入所施設 （介護事業者、障害、その他措置・軽費、上記以外の児童施設）

施設A、施設B、施設C（通所型・訪問型）の場合は、施設の管理下（注）中（施設と住居との往復途上を含みます）にケガをされた場合のみが対象となります。

（注）施設利用者傷害保険における管理下とは…

管理下になる主な例	管理下にならない主な例
利用者が施設内で通所サービス利用中の場合	利用者が施設職員の同行なしに病院等の施設外へ外出した
利用者が施設職員の同行により他の施設に訓練などのために外出した場合	児童の学校への登下校中および学校にいる間
施設職員監督のもとで、施設外でサービスを受けている間	

その他ご注意事項

・保険金は、利用者へお支払いします。ただし、死亡保険金については、その法定相続人へのお支払いとなります。
・施設C（通所型・訪問型）、施設D（入所型）の保険料は、職種級別Aの方を対象としたものです。入所型について、入所者の方がご職業に従事している場合、職種により保険料が異なる場合がございますので、取扱代理店までお問い合わせください。

保険金額等

	施設A		施設B	
	Ⅰタイプ	Ⅱタイプ	Ⅰタイプ	Ⅱタイプ
死亡・後遺障害保険金額	377万円	755万円	456万円	913万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。			
入院保険金日額（事故日からその日を含めて180日以内で180日限度）	2,505円	5,000円	2,500円	4,997円
通院保険金日額（事故日からその日を含めて180日以内で90日限度）	1,500円	3,000円	1,500円	3,000円
手術保険金	〔入院保険金日額〕×〔入院中の手術は10倍、入院以外の手術は５倍〕をお支払いします。※			
１名あたり保険料	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円

	施設C（通所型・訪問型）			施設D（入所型）		
	Ⅰタイプ	Ⅱタイプ	Ⅲタイプ	Ⅰタイプ	Ⅱタイプ	Ⅲタイプ
死亡・後遺障害保険金額	110万円	238万円	526万円	100万円	238万円	526万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。					
入院保険金日額（事故日からその日を含めて180日以内で180日限度）	700円	1,700円	3,000円	600円	1,500円	3,000円
通院保険金日額（事故日からその日を含めて180日以内で90日限度）	450円	1,050円	2,000円	400円	1,000円	2,000円
手術保険金	〔入院保険金日額〕×〔入院中の手術は10倍、入院以外の手術は５倍〕をお支払いします。※					
１名あたり保険料	3,150円	7,170円	14,340円	3,450円	8,440円	17,590円

※傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります。
＊施設A,施設Bは学校契約団体傷害保険、施設C（通所型・訪問型）は管理下中のみの傷害危険補償特約・往復途上傷害危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償）、施設D（入所型）は総合生活保険（傷害補償）となります。
＊上記施設C（通所型・訪問型）の保険料は、団体割引15%を適用しております。

年間保険料

施設Ａ・Ｂ　　：１名あたり保険料×在籍者数
施設C（通所型・訪問型）：１名あたり保険料×１日の最高利用者数（定員数）
施設D（入所型）：１名あたり保険料×入所者定員数

※利用者名簿は常時備え付けてください。保険会社が必要と認めた場合は、利用者名簿をご提出いただく場合があります。
※施設Ａ・施設Ｂの在籍者数に変更があった場合はご連絡ください。
※施設Ｃ（通所型・訪問型）の「１日の最高利用者数」は、利用者が最も多い日の１日あたりの延べ人数をいいます。施設Ｃ（通所型・訪問型）の一日の最高利用者数に変更があった場合、または施設Ｄ（入所型）の入所者数に変更があった場合はご連絡ください。保険料の精算が必要となります。なお、ご加入時より最高利用者数、入所者数が増えたにもかかわらず、故意または重大な過失によって遅滞なく通知しなかったり、最高利用者数、入所者数の増加について相当の期間内に追加保険料をいただけない場合は、保険金を削減してお支払いすることとなります。なお、追加保険料のお支払いが相当の期間内にない場合はご　加入が解除となることがあります。

⑦-1 サービス利用者傷害見舞金補償保険Ⅰタイプ
（レジャー・サービス施設費用保険）

～①基本補償の賠償責任保険では補償対象とならない「賠償責任のない事故」に対応するために支出する費用を対象とする保険～

被保険者

事業者

見舞金対象者・被災者

サービス利用者・家族・見学者等の施設利用者

補償内容・範囲

①施設内で発生した急激・偶然・外来の事故（下記②以外）によりケガをし、死亡または医師の治療を受けた被災者や被災者の法定相続人に対し、事業者が見舞金を負担した場合に、その傷害見舞費用を補償します。①の事故における傷害（ケガ）には細菌性・ウィルス性食中毒は含まれません。
②火災、落雷、破裂・爆発、風・水・雪・ひょう災、施設の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊により施設内の建物・工作物等が損害を受け、または施設内で製造・販売・提供した飲食物による食中毒により、施設利用者がケガをして、死亡または医師の治療を受けた場合に、事故に対応するために事業者が費用を負担した場合に、その費用（被災者対応費用、被災者傷害見舞費用）を補償します。
上記①、②のいずれも、事故発生の日から１年以内に事業者が負担した費用に限ります。

ご注意

次の事故については補償の対象とはなりませんのでご注意ください。
なお、この他の対象外事故については、後述「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

上記①、②に該当せず、かつ、施設の敷地外で発生した事故 → 利用者のケガに対する見舞金については ⑦－２サービス利用者傷害見舞金補償保険Ⅱタイプ（P15）で補償されます。（重複加入可）

※この見舞金補償保険は、ケガを被った利用者等に対して支払う見舞金などを一定の限度内でお支払いする保険です。利用者が自分で転んでしまった、階段を踏み外してしまった等の事故に対応するために施設の所有・管理者が支出する各種費用が補償の対象となります。なお、施設側に賠償責任が生じた場合に損害賠償金として負担する費用は、この保険では対象となりませんが、「①施設損害賠償責任保険」の対象となります。

補償内容と支払限度額

1．被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用（被災者１名につき）
被災者または被災者の法定相続人に対して慣習として支払った見舞費用について次の金額を限度にお支払します。
（1）死亡見舞費用保険金⇒50万円　（2）後遺障害見舞費用保険金⇒50万円×所定の保険金支払割合（100%～4%）
（3）入院見舞費用保険金

入院期間	支払限度額（被災者１名あたり）
31日以上	10万円
15日以上30日以内	5万円
8日以上14日以内	3万円
7日以内	2万円

（4）通院見舞費用保険金

通院日数	支払限度額（被災者１名あたり）
31日以上	5万円
15日以上30日以内	3万円
8日以上14日以内	2万円
7日以内	1万円

2．被災者対応費用
1事故につき、50万円 × 被災者数を限度とします。（詳細はP25参照）

年間保険料（1施設あたり）

①介護施設（＊）	55,180円
②障害等施設	50,180円
③右記の施設	41,900円
④児童福祉関係施設	41,900円

③に該当する施設（その他措置・経費等の一部施設）
1．婦人保護施設、2．救護施設、3．更生施設、
4．宿泊所・宿泊所提供施設

＊（＊）通所介護（5）と短期入所生活介護（7）の2つのサービス、指定介護老人福祉施設（17）と短期入所生活介護（7）の2つのサービスを同一敷地内で行なっている場合は、1施設分の保険料となります。但し、加入依頼書へのチェックをお忘れなくお願いします。また、通所介護（5）、指定介護老人福祉施設（17）、短期入所生活介護（7）の3つのサービスを同一敷地内にて行っている場合は、2施設分の保険料となります。

⑦-2 サービス利用者傷害見舞金補償保険Ⅱタイプ

(約定履行費用保険、総合生活保険(傷害補償)、管理下中のみの傷害危険補償特約・往復途上傷害危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償))

～①基本補償の賠償保険では対象とならない傷害事故でも対象～
※⑦-1 Ⅰタイプでは補償されない**施設敷地外のケガまで**補償します。

被保険者 （保険の対象となる方）

サービス利用者※

※(A、B コース)約定履行費用保険における被保険者は事業者となります。被保険者(事業者)が定めるサービス約款における補償対象者(見舞金対象者)はサービス利用者となります。(C コース)総合生活保険(傷害補償)契約における被保険者は利用者となります。

補償内容・範囲・年間保険料

急激・偶然・外来の事故によりケガをした利用者に対してサービス約款に基づいて見舞金を負担した場合、保険約款に従ってその見舞費用を補償します（サービス提供中であれば、施設敷地内外を問いません）。Aコース、Bコースについては、保険責任期間（＊）中にサービス約款の対象となる偶然な事由（死亡・後遺障害・入院・通院をいいます。Aコース、Bコースによって異なります。）が生じた場合に限り、保険金をお支払いします。
（＊）サービス約款に記載されたサービス等期間の初日に始まり、保険証券記載の保険責任期間を経過した日に終わります。
ただし、傷害保険（Cコース）では、入所者以外の利用者はサービス利用中（施設と住居との往復途上を含みます。）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合のみが対象となります。
また、Cコースについては普通保険約款・特約に基づいて利用者へお支払いします。ただし、死亡保険金については、法定相続人に所定の保険金額をお支払いします。

コース名	補償内容	年間保険料（１施設あたり）
Aコース（約定履行費用保険）	死亡弔慰金・後遺障害見舞金費用：10万円	1,220円×１日の最高利用者数
	入院見舞金費用：３万円	
Bコース（約定履行費用保険）	死亡弔慰金・後遺障害見舞金費用：10万円	3,620円×1日の最高利用者数
	入院見舞金費用：３万円	
	通院見舞金費用：１万円	
Cコース（総合生活保険(傷害補償)）	死亡・後遺障害保険金額：100万円 後遺障害保険金：100万円×４％～100％	入所者：1,420円×入所者数 入所者以外（施設管理下中のみ補償）の利用者：1,300円×１日の最高利用者（入所者以外）数

＊A・Bコースはいずれか一方の加入となります。
＊Cコースは、A・Bコースと重ねての加入が可能です。

【A・B コース】
１日の最高利用者数は、昨年度の確定人数をご申告ください。

【C コース】
１日の最高利用者数は、利用者が最も多い日の１日あたりの延べ人数をいいます。利用者名簿は常時備え付けください。保険会社が必要と認めた場合は、利用者名簿をご提出いただく場合があります。
※一日の最高利用者数、または入所者数に変更があった場合はご連絡ください。保険料の精算が必要となります。なお、ご加入時より最高利用者数、入所者数が増えたにもかかわらず、故意または重大な過失によって遅滞なく通知しなかったり、最高利用者数、入所者数の増加について相当　の期間内に追加保険料をいただけない場合は、保険金を削減してお支払いすることとなります。なお、追加保険料のお支払いが　相当の期間内にない場合はご加入が解除となることがあります。
※上記Cコースの保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。入所型について、入所者の方が職業等に従事している場合、職種により保険料が異なる場合がございますので、取扱代理店までお問い合わせください。
※上記 C コース（入所者以外）の保険料は、団体割引5%を適用しております。

お申し込みの際のご提出書類について
・Aコースにご加入の場合→サービス約款Aをご提出ください。
・Bコースにご加入の場合→サービス約款Bをご提出ください。

ご加入にあたって

1．A, Bコースにご加入者の皆様へ

（1）本保険契約にご加入いただくにあたりましては、サービスAまたはB約款を定められていること、サービス利用者全員に周知徹底されたものであることが必要です。
（2）サービス利用者に事故が発生した場合には、まず、貴施設がサービス約款に従って見舞金を給付いただき、その後に保険約款に従って引受保険会社が貴施設に保険金をお支払いします。
（3）貴施設がサービス約款に従い、利用者に見舞金を給付した場合でも、保険約款に定める補償内容に合致しない場合や、後述「保険金をお支払いできない場合」等に該当する場合は、保険金をお支払いできません。

⑧ 送迎中自動車傷害保険
（交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険）

～移動送迎中の急激かつ偶然な外来の事故による搭乗者のケガを補償します～

被保険者（保険の対象となる方）

契約した自動車に搭乗中の方全員（利用者、付添人、運転手）
＊自家用乗用車・バス（自家用車いす移動車を含む）が対象となります。

補償内容・範囲

特定された自動車＊1 に搭乗中＊2 の急激かつ偶然な外来の事故による搭乗者のケガを補償します。
被保険者（保険の対象となる方）は、搭乗している方全員（利用者、付添人、運転手）となります。

＊1 自家用自動車・バス（自家用車いす移動車を含む）が対象となります。
＊2 自動車の正規の乗車用構造装置（運転席・助手席・車内の座席等）のある場所に搭乗中をいいます。

保険金額（1名あたり）

死亡･後遺障害保険金額	253万円
後遺障害保険金	253万円×4%～100%
入院保険金日額	3,009円（事故日からその日を含めて180日以内で180日限度）
通院保険金日額	2,000円（事故日からその日を含めて180日以内で90日限度）
手術保険金	〔入院保険金日額〕×〔入院中の手術は10倍、入院以外の手術は5倍〕をお支払いします※

＊傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
※上記保険金額は、加入台数20～499台で団体割引5％適用時の保険金額です。募集後の加入台数が500～999台となった場合は、保険金額の引き上げ等の変更をさせていただきます。

年間保険料

2,000円（1名あたり）　×　法定乗車定員数（＊）

自家用乗用車（定員５名）の場合　年間保険料＝２，０００円×５名＝１０，０００円

（＊）車検証に記載されている法定乗車定員数でお申し込みください。

その他ご注意事項

・保険金は、直接ケガをした方へお支払いします。ただし、死亡保険金については、法定相続人へのお支払いとなります。
・定員数および適用料率（交通乗用具区分）が同じ自動車に限り入替が可能です。取扱代理店にご連絡ください。
・自動車が変更になる場合は、必ず事前にご連絡をください。定員数の違う自動車に変更の場合は別途手続きが必要です
・自動車保険等の他の保険とは関係なくお支払いいたします。
・同一の事故によりケガをされた搭乗者が特定された自動車の定員をこえる場合は、その割合に応じて保険金を削減してお支払いします。

事故例

・特定された自動車に利用者を乗せて送迎中、交通事故に遭い利用者、運転手および施設職員がケガをした。
・利用者が自動車から降りる際、ドアに手をはさみ、ケガをした。
・車いすに乗っている利用者を車いす移動車で送迎する途中、急ブレーキをかけた際に、利用者が車内で転倒し、ケガをした。

⑨ 施設現金等総合保険・身元信用保険

（動産総合保険＋受託者賠償責任保険、身元信用保険）

～施設の現金等に不測かつ突発的な事故が生じた等の場合の保険です～

被保険者

事業者

補償内容

（１）動産総合保険（施設の現金等に対する補償）

施設の現金・小切手・郵便切手、収入印紙が加入依頼書（加入者証）記載の施設建物内に保管中、または輸送区間（保管場所・建物へ搬入する目的で運送されている間、および保管場所・建物から搬出され運送されている間）を運送中（注）に盗難・ひったくり・火災・爆発・風水災等の不測かつ突発的な事故により損害を被った場合。

（注）運送中とは施設の現金・小切手・郵便切手・収入印紙が携行、護送もしくは書留郵便によって、または貴重品であることを告げて輸送を委託する自動車便、鉄道便もしくは航空便によって、通常の輸送経路を運送されている間のことを指します。

（２）受託者賠償責任保険（利用者の預かり金に対する賠償責任）

利用者からの預かり金を損壊・紛失したり、盗難、詐取された場合で、利用者に対する法律上の賠償責任を負担する場合。（保険金をお支払いするのは、預り金の損壊・紛失・盗取・詐取が保険期間中に日本国内において発生した場合に限ります。）

（３）身元信用保険

サービス従事者（被保証人）が、被保険者（事業者）のために事務を処理するにあたり、または職務上の地位を利用して窃盗等を行い、被保険者（事業者）が損害を被った場合。

（事故例）

職員（被保証人）が業務中に職務上の地位を利用して保管中の他人の金銭を横領したため、雇主がその金銭の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合

保険金および支払限度額

施設現金等総合保険	動産総合保険部分（保険金額:1事故につき）	100万円～1,000万円
	受託者賠償責任保険部分（支払限度額:1事故･保険期間中）	100万円～1,000万円
身元信用保険	年間総支払限度額	200万円、500万円、800万円、1,000万円、2,000万円

【保険金額の決め方】

動産総合保険部分の保険金額設定は、施設の現金、小切手、郵便切手、収入印紙の合計年間最高保管金額で決定してください。
また、受託者賠償責任保険部分は、利用者からの預かり金のうち年間で預かる金額の最高額を基準に決定してください。

施設現金等総合保険　年間保険料

動産総合保険部分（保険金額:1事故につき）	保険料	受託者賠償責任保険部分（支払限度額:1事故･保険期間中）	保険料
100万円	1,200円	100万円	1,800円
200万円	2,400円	200万円	3,600円
300万円	3,600円	300万円	5,400円
400万円	4,800円	400万円	7,200円
500万円	6,000円	500万円	9,000円
600万円	7,200円	600万円	10,800円
700万円	8,400円	700万円	12,600円
800万円	9,600円	800万円	14,400円
900万円	10,800円	900万円	16,200円
1,000万円	12,000円	1,000万円	18,000円

＊ 1,000 万円を超える場合はお問い合わせください。　＊ 上記動産総合保険の保険金額は保管中、輸送中のそれぞれに適用されます。

※施設現金等総合保険･身元信用保険セットでご加入となります。また、動産総合保険部分、受託者賠償責任保険部分の保険金額・支払限度額の組み合わせは自由ですが、どちらか一方のみの加入はできません。

年間保険料

施設現金等総合保険料（動産総合保険部分＋受託者賠償責任保険部分）＋ 身元信用保険料

例）現金等の年間最高保管額 300 万円、預かり金の最高額 300 万円、従事者人数 20 名、500 万円タイプで加入の場合　（3,600 円＋5,400 円＋身元信用保険料 21,690 円＝30,690 円）

身元信用保険　保険料表

【保険料単位：円】

全従事者数	年間総支払限度額				
	200万円	500万円	800万円	1,000万円	2,000万円
1名	2,100円	3,100円	3,700円	4,090円	5,340円
2名	3,360円	4,970円	5,920円	6,540円	8,530円
3名	4,620円	6,830円	8,140円	8,990円	11,730円
4名	5,880円	8,690円	10,360円	11,450円	14,930円
5名	7,140円	10,550円	12,580円	13,900円	18,130円
6名	7,640円	11,290円	13,470円	14,880円	19,400円
7名	8,150円	12,030円	14,350円	15,860円	20,680円
8名	8,650円	12,780円	15,240円	16,830円	21,960円
9名	9,150円	13,520円	16,120円	17,810円	23,240円
10名	9,660円	14,260円	17,010円	18,790円	24,510円
11名	10,160円	15,000円	17,900円	19,770円	25,790円
12名	10,660円	15,750円	18,780円	20,750円	27,070円
13名	11,170円	16,490円	19,670円	21,730円	28,340円
14名	11,670円	17,230円	20,560円	22,710円	29,620円
15名	12,170円	17,980円	21,440円	23,690円	30,900円
16名	12,680円	18,720円	22,330円	24,670円	32,180円
17名	13,180円	19,460円	23,210円	25,650円	33,450円
18名	13,680円	20,210円	24,100円	26.630円	34,730円
19名	14,180円	20,950円	24,990円	27,600円	36,010円
20名	14,690円	21,690円	25,870円	28,580円	37,280円
21名	15,190円	22,440円	26,760円	29.560円	38,560円
22名	15,690円	23,180円	27,640円	30,540円	39,840円
23名	16,200円	23,920円	28,530円	31,520円	41,110円
24名	16,700円	24,660円	29,420円	32,500円	42,390円
25名	17,200円	25,410円	30,300円	33,480円	43,670円
26名	17,710円	26,150円	31,190円	34,460円	44,950円
27名	18,210円	26,890円	32,080円	35,440円	46,220円
28名	18,710円	27,640円	32,960円	36,420円	47,500円
29名	19,220円	28,380円	33,850円	37,400円	48,780円
30名	19,720円	29,120円	34,730円	38,380円	50,050円
31名	20,220円	29,870円	35,620円	39,350円	51,330円
32名	20,720円	30,610円	36,510円	40,330円	52,610円
33名	21,230円	31,350円	37,390円	41,310円	53,890円
34名	21,730円	32,090円	38,280円	42,290円	55,160円
35名	22,230円	32,840円	39,170円	43,270円	56,440円
36名	22,740円	33,580円	40,050円	44,250円	57,720円
37名	23,240円	34,320円	40,940円	45,230円	58,990円
38名	23,740円	35,070円	41,820円	46,210円	60,270円
39名	24,250円	35,810円	42,710円	47,190円	61,550円
40名	24,750円	36,550円	43,600円	48,170円	62,830円
41名	25,250円	37,300円	44,480円	49,150円	64,100円
42名	25,760円	38,040円	45,370円	50,120円	65,380円
43名	26,260円	38,780円	46,260円	51,100円	66,660円
44名	26,760円	39,530円	47,140円	52,080円	67,930円
45名	27,260円	40,270円	48,030円	53,060円	69,210円
46名	27,770円	41,010円	48,910円	54,040円	70,490円
47名	28,270円	41,750円	49,800円	55,020円	71,770円
48名	28,770円	42,500円	50,690円	56,000円	73,040円
49名	29,280円	43,240円	51,570円	56,980円	74,320円
50名	29,780円	43,980円	52,460円	57,960円	75,600円

※保険期間中の中途において全従事者数が１割を超えて増減する場合には、すみやかに、引受保険会社までご連絡ください。ご連絡無く全従事者が１割を超えて増加していた場合、保険金が支払われないことがあります。
全従事者数は、職員•パートの全人数の合計となります。100 名超の場合は、取扱代理店　東京福祉企画へお問い合わせください。

身元信用保険　保険料表

【保険料単位：円】

全従事者数	年間総支払限度額				
	200万円	500万円	800万円	1,000万円	2,000万円
51名	30,180円	44,580円	53,170円	58,740円	76,620円
52名	30,580円	45,170円	53,870円	59,520円	77,640円
53名	30,990円	45,760円	54,580円	60,300円	78,660円
54名	31,390円	46,360円	55,290円	61,080円	79,680円
55名	31,790円	46,950円	56,000円	61,870円	80,690円
56名	32,190円	47,540円	56,700円	62,650円	81,710円
57名	32,590円	48,140円	57,410円	63,430円	82,730円
58名	32,990円	48,730円	58,120円	64,210円	83,750円
59名	33,400円	49,320円	58,830円	64,990円	84,770円
60名	33,800円	49,920円	59,540円	65,770円	85,790円
61名	34,200円	50,510円	60,240円	66,560円	86,810円
62名	34,600円	51,100円	60,950円	67,340円	87,830円
63名	35,000円	51,700円	61,660円	68,120円	88,850円
64名	35,400円	52,290円	62,370円	68,900円	89,870円
65名	35,810円	52,880円	63,070円	69,680円	90,890円
66名	36,210円	53,480円	63,780円	70,470円	91,910円
67名	36,610円	54,070円	64,490円	71,250円	92,930円
68名	37,010円	54,660円	65,200円	72,030円	93,950円
69名	37,410円	55,260円	65,900円	72,810円	94,970円
70名	37,810円	55,850円	66,610円	73,590円	95,990円
71名	38,220円	56,440円	67,320円	74,370円	97,010円
72名	38,620円	57,040円	68,030円	75,160円	98,030円
73名	39,020円	57,630円	68,730円	75,940円	99,050円
74名	39,420円	58,220円	69,440円	76,720円	100,070円
75名	39,820円	58,820円	70,150円	77,500円	101,090円
76名	40,220円	59,410円	70,860円	78,280円	102,110円
77名	40,630円	60,000円	71,560円	79,070円	103,130円
78名	41,030円	60,600円	72,270円	79,850円	104,150円
79名	41,430円	61,190円	72,980円	80,630円	105,170円
80名	41,830円	61,780円	73,690円	81,410円	106,190円
81名	42,230円	62,380円	74,400円	82,190円	107,210円
82名	42,630円	62,970円	75,100円	82,970円	108,230円
83名	43,040円	63,560円	75,810円	83,760円	109,250円
84名	43,440円	64,150円	76,520円	84,540円	110,270円
85名	43,840円	64,750円	77,230円	85,320円	111,290円
86名	44,240円	65,340円	77,930円	86,100円	112,310円
87名	44,640円	65,930円	78,640円	86,880円	113,330円
88名	45,050円	66,530円	79,350円	87,660円	114,350円
89名	45,450円	67,120円	80,060円	88,450円	115,360円
90名	45,850円	67,710円	80,760円	89,230円	116,380円
91名	46,250円	68,310円	81,470円	90,010円	117,400円
92名	46,650円	68,900円	82,180円	90,790円	118,420円
93名	47,050円	69,490円	82,890円	91,570円	119,440円
94名	47,460円	70,090円	83,590円	92,360円	120,460円
95名	47,860円	70,680円	84,300円	93,140円	121,480円
96名	48,260円	71,270円	85,010円	93,920円	122,500円
97名	48,660円	71,870円	85,720円	94,700円	123,520円
98名	49,060円	72,460円	86,420円	95,480円	124,540円
99名	49,460円	73,050円	87,130円	96,260円	125,560円
100名	49,870円	73,650円	87,840円	97,050円	126,580円

全従事者数は、職員・パートの全人数の合計となります。100 名超の場合は、取扱代理店　東京福祉企画へお問い合わせください。

⑩ 就労支援事業向け作業受託物賠償責任保険
（受託者賠償責任保険）

～就労支援事業にて扱われる作業品を対象とした賠償責任保険です～

被保険者

事業者

補償内容

保険期間中に就労支援事業にて、業者より預かった作業品（加工品）を施設建物内に保管している間、または加工作業等のために施設の外で管理されている間に、火災や取り扱い上の不注意等により壊したり、汚したり、紛失したり、盗取・詐取されたために、被保険者（施設）が寄託業者（被害者）に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害を補償します。

被害者の範囲

施設が預かった作業品（加工品）について正当な権利を有する方

対象とする受託物

就労支援事業を行う施設にて預かる作業品および加工品

事故例

・就労支援事業にて保管していた作業のための加工品が、夜間何者かに盗まれた。
・加工品を倉庫へ運ぶ途中、不注意により落としてしまい、壊してしまった。

年間保険料（免責金額：1事故につき 5,000 円）

支払限度額（1事故･保険期間中）	年間保険料（1施設あたり）
１００万円あたり	10,000円

※受託物の時価が 700 万円を超える場合、取り扱い代理店にご連絡ください。

ご注意！

・加工作業の過失等による受託物の損壊（ただし、火災・爆発によって発生したものを除きます）や、技術上の拙劣または仕上げ不良に関する受託物の損壊については対象となりません。
・自主製品作成のための材料については対象となりません。

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

① 事業者賠償責任保険（介護事業者向け）

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

お支払いする保険金の種類
被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。
①法律上の損害賠償金※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
⑤引受保険会社が被保険者に代わって、損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥事故が発生した場合の初期対応費用
⑦対人事故が発生した場合の見舞金・見舞品購入費用
⑧事故が発生した場合のサービス利用者捜索費用
⑨事故が発生した場合の特定感染症対応費用
保険金のお支払方法
(1)【対人・対物事故、訪問看護業務事故、管理下財物事故、人格権侵害事故、徘徊による使用阻害事故、経済的事故 共通】
上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度にお支払いします。（貨紙幣以外の管理下財物においては、その管理下財物の時価額が限度となります。）上記②～⑤の費用は、実額をお支払いします。ただし、②の争訟費用については、①の法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超えるときは、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。支払限度額について、詳しくは P2をご覧ください。
(2)【初期対応費用】
1 回の事故につき、500 万円を限度にお支払いします。
(3)【見舞金・見舞品購入費用】
1 回の事故につき、身体の障害を被った者 1 名につき 10 万円を限度にお支払いします。（(2)初期対応費用の内枠となります。）
(4)【サービス利用者捜索費用】
1 回の事故につき、20 万円（うち謝礼金は、1 名または 1 法人あたり 5,000 円）を限度にお支払いします。
(5)【特定感染症対応費用】
1 回の事故につき、100 万円を限度にお支払いします。

① 施設損害賠償責任保険（障害その他・児童関係施設向け）

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

お支払いする保険金の種類
被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。
①法律上の損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
⑤引受保険会社が被保険者に代わって、損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥事故が発生した場合の初期対応費用
⑦対人事故が発生した場合の見舞金もしくは香典または見舞品購入費用（初期対応費用の内枠でのお支払いとなります。）
保険金のお支払い方法
上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を控除した金額を支払限度額を限度に、保険金をお支払いします。（支払限度額の範囲内でも受託物については時価額が限度となります。）上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、「支払限度額 ÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。
⑥の初期対応費用については1回の事故につき、500 万円を限度にお支払いします。
⑦の見舞金・見舞品購入費用については、1回の事故につき、身体の障害を被った者 1 名につき、10 万円を限度にお支払いします。（初期対応費用の内枠でのお支払いとなります。）

②借用不動産賠償責任保険

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容
お支払いする保険金の種類 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤引受保険会社が被保険者に代わって、損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 **保険金のお支払い方法** 上記①の法律上の損害賠償金についてはその額から免責金額を控除した金額を支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、「支払限度額 ÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

③医療事故賠償責任保険

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容
お支払いする保険金の種類 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤引受保険会社が被保険者に代わって、損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 **保険金のお支払い方法** 上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、「支払限度額 ÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

④従事者向け傷害保険

※加入施設に所属するサービス従事中（通勤途上を含みます。）の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払します。
*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

		保険金をお支払いする主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡･後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡･後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡･後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡･後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1 または先進医療*2 に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術 1 回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 10 倍の額のみお支払いします。
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 90 日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレースおよび三内式シーネをいいます。

⑤従事者向け感染症補償保険

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容
①感染症を発症し、その直接の結果として発症した日を含めて180日以内に死亡した場合、施設が遺族に対し感染症補償規程に従って補償金を支払ったあと引受保険会社より保険約款に従って施設に死亡見舞金をお支払いします。 ②感染症を発症し、その直接の結果として平常の生活が出来なくなり医師の管理下で入院・通院 治療した場合、施設が感染症補償規程にもとづいて従事者に補償金を支払ったあと、保険約款に従って引受保険会社より施設に入院・通院見舞金をお支払いします。なお、同一の感染症のお支払いは1回限りです。 ③引受保険会社が必要・有益と認めた損害防止・軽減費用。 ④引受保険会社に移転する求償権の保全・行使手続きに協力するための費用。 **ご注意** 1. 感染症発症日を含め1000日を超過した後の期間における入院・通院の補償は行いません。 2. 入院・通院見舞金の給付を受けられる期間中は他の感染症が新たに発症しても、重複して保険金をお支払いできません。

感染症補償　保険金お支払いのながれ

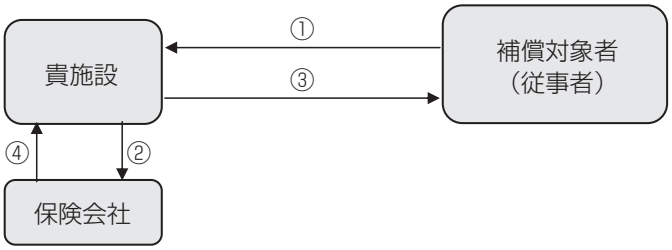

①感染症補償規程補償対象者が補償金の請求をする。
②保険会社へ事故報告をする。
③感染症補償規程にもとづいて施設が補償金を補償対象者へ支給する。
④施設が支払った補償金に対し、保険約款に従って保険会社が保険金を施設に支払う。

⑥施設・サービス利用者向け傷害保険

〈施設 A、施設 B〉
※加入施設の管理下中の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払します。
*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～ 100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1 または先進医療*2 に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術 1 回に限ります。*3
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 90 日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*4 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。
*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 10 倍の額のみお支払いします。
*4 ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレースおよび三内式シーネをいいます。

〈施設 C（通所型・訪問型）、施設 D（入所型）〉
※「急激かつ偶然な外来の事故」（施設C（通所型･訪問型）については加入施設のサービス利用中（往復途上を含みます。））により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払します。
* ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

		保険金をお支払いする主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～ 100%をお支払いします。 ※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1 または先進医療*2 に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術 1 回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 10 倍の額のみお支払いします。
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 90 日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレースおよび三内式シーネをいいます。

⑦-1 サービス利用者傷害見舞金補償保険Ⅰタイプ

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

利用者が事故によって身体に傷害を被ったその直接の結果として死亡または医師の治療を受けた場合に、被保険者が負担した次の費用のうち、負担することが必要かつやむを得ないものとして正当と認められる額をそれぞれの支払限度額を限度にお支払いします。ただし被保険者が事故発生の日から１年以内に負担した費用に限ります。

①被災者対応費用

ａ. 法定相続人訪問費用（被災者１名につき２名分を限度とします。）
ｂ. 担当者派遣費用　ｃ. 通信費用　ｄ. 応対関係費用
ｅ. 捜索・救助費用　ｆ. 移送費用　ｇ. 被保険者（施設）が営む葬儀費用等

▶ ５０万円 × 被災者数

②被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用（被災者1名につき）
施設が被災者や被災者の法定相続人に対して、慣習として支払った弔慰金、見舞金等の費用

a. 死亡見舞費用……50 万円（事故の日から 180 日以内に死亡した場合）
・ただし、その被災者について同一事故による傷害に対して既に支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50 万円から既に支払った金額を控除した残額を限度とします。

b. 後遺障害見舞費用……50 万円×所定の保険金支払割合（4%～ 100%）を乗じた額
（事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合）
・180 日を超えて治療を要する場合、181 日目の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定してお支払いします。
・所定区分の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなし支払限度額を決定します。

c. 入院見舞費用……
事故の日から 180 日以内に、被災者が入院し、医師の治療を受ける状態になった場合に、その状態にある右記の期間に応じて保険金をお支払いします。

入院期間	支払限度額
３１日以上	１０万円
１５日以上３０日以内	５万円
８日以上１４日以内	３万円
７日以内	２万円

d. 通院見舞費用……
事故の日から 180 日以内に、被災者が通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合に、右記の日数に応じて保険金をお支払いします。

通院日数	支払限度額
３１日以上	５万円
１５日以上３０日以内	３万円
８日以上１４日以内	２万円
７日以内	１万円

※入院見舞費用保険金が支払われる期間中の通院および事故の日から180日を経過した後の通院については通院日数に含めません。
※入・通院期間中新たに他の傷害を被ったとしても、重複の保険金支払いはいたし ません。

⑦-2 サービス利用者傷害見舞金補償保険Ⅱタイプ

A コース・B コースの場合（傷害見舞金　保険金のお支払いのながれ）

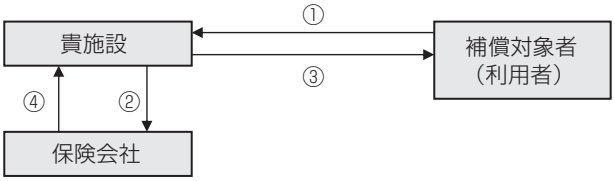

①サービス約款補償対象者が見舞金の請求をする。
②保険会社へ事故報告をする。
③施設よりサービス約款に基づき見舞金を補償対象者へ支給する。
④施設が支払った見舞金に対して保険会社が保険約款に従って保険金を施設に支払う。

C コースの場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の内容
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ（入所者以外の方は施設の管理下中（往復途上を含みます。）の事故に限ります。）、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡されたとき（事故により直ちに死亡された場合を含みます）死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。（注1）
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、（入所者以外の方は施設の管理下中（往復途上を含みます。）の事故に限ります。）事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じたとき、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 4%～ 100%をお支払いします。（注2）

(*) 上記ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
(*) 保険金は、保険会社から直接利用者またはその法定相続人へのお支払いとなります。
（注1）1 事故についてすでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
（注2）1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

⑧ 送迎中自動車傷害保険

※日本国内において特定された自動車搭乗中の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払します。
*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～ 100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1 または先進医療*2 に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術 1 回に限ります。*3
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 90 日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*4 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。
*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 10 倍の額のみお支払いします。
*4 ギプス等とはギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレースおよび三内式シーネをいいます。

⑨施設現金等総合保険・身元信用保険

＜(1) 動産総合保険（現金・小切手・その他有価証券等特約条項付帯）＞

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容
●損害保険金：お支払いする損害保険金は保険価額（時価額）に基づき算定し、保険金額（ご契約金額）を限度にお支払いします。 損害保険金 ＝ 損害額 × 保険金額 / 保険価額（時価額） 上記計算式により、保険金額（ご契約金額）が実際に保管されている業務用現金等の額より低い場合の損害保険金はその割合に応じて減額されます（運送中は除きます。）。また、保険金額（ご契約金額）が実際に保管されている業務用現金等の額を超える場合、超過部分はお支払いできませんのでご注意下さい。なお、お支払いする損害保険金は業務用現金等に直接発生した損害に限ります。 ●残存物取片づけ費用保険金：損害保険金が支払われる場合、損害保険金の10%を限度に実際にかかった費用をお支払いします。残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超過する場合にもお支払いします。 ●権利保全費用：引受保険会社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等をうけられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類入手のために必要な費用。実際にかかった費用をお支払いします。 ●損害拡大防止費用：水災事故以外で保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。保険金額（保険金額が時価額を上回る場合は時価額）から損害保険金額を控除した残額を限度としてお支払いします。 ご注意 ●臨時費用保険金不担保特約条項が自動セットされるため、普通保険約款記載の臨時費用保険金はお支払いしません。 ●保険金をお支払いした場合でも、損害発生後の保険金額（ご契約金額）は減額されません。 ●盗難事故発生の際は警察届出による証明書が必要です。

＜(2) 受託者賠償責任保険（利用者の預かり金）＞

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。
①法律上の損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
⑤引受保険会社が被保険者に代わって、損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法
上記①の損害賠償金については支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
※支払限度額の範囲内であっても、その受託物自体の時価額が限度となりますので、ご注意ください。上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、「支払限度額 ÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

＜(3) 身元信用保険＞

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

保険金をお支払いする損害
従事者（被保証人）が保険期間中に行った不誠実行為によって、施設（被保険者：補償を受けられる方）が被る次のいずれかの損害に対して、保険金をお支払いします。
(1)現金、有価証券、商品などの財産上の直接の積極的損害
施設（被保険者：補償を受けられる方）の所有する財産が不法に領得されたことによって被るその財産についての損害。
(2)賠償責任に基づく損害
従事者（被保証人）の不誠実行為によって他人の財産に損害を与えたために、使用者たる施設（被保険者）がその財産についての法律上の損害賠償責任を負った場合の損害。
ただし、上記いずれの場合も不誠実行為が表面化したことによって雇い主が被った信用失墜や休業損害などの間接的損害や逸失利益、慰謝料などの消極的損害は保険金のお支払いはできません。

お支払いする保険金および費用
①保険金
損害の額は損害が生じた地および時における不法に領得された財産（被害対象物）の価額（被害対象物を回収し、修理できる場合は、その被害対象物を損害発生直前の状態に復するために必要な額）によって定めます。ただし、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害については、被保険者が法律上の損害賠償責任を負う額を限度とします。
②損害防止軽減費用
③権利保全費用

保険金お支払い方法
(1)上記②と③については、保険会社が承認をした必要または有益な費用に限ります。①②③を合算して支払限度額を限度としてお支払いします。保険金をお支払いした場合、年間総支払限度額から支払保険金の額を引いた残額がそれ以降の年間総支払限度額となります。
(2)引受保険会社は、施設（被保険者：補償を受けられる方）が従事者（被保証人）に対し給与、手数料、保証金その他の債務を負っている場合は、次の算式によって算出した金額を損害の額から控除します。

$$\text{損害の額から控除する額} = \frac{\text{被保険者が被保証人に対して負っている債務の額}}{\text{被保険者が被保証人に対して有する債権の総額}} \times \text{損害の額}$$

(3)施設（被保険者：補償を受けられる方）が不誠実行為発生日以降に回収した金額は損害の額から差引きます。
(4)穴埋め行為によって被保証人が被保険者に入金した額は損害の額から控除しません。また、穴埋め行為による損害の消滅や軽減が複数あり充当額が不明な場合は、直近の損害の額から順次充当されたものとみなします。（穴埋め行為とは既に行われた不誠実行為による損害を消滅・軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。）

保険金をお支払いする際のご注意事項
(1)不誠実行為が行われたことを知った場合は、次のご対応をお願いいたします。これらのご対応をいただけない場合、ご対応いただけなかったことにより生じた損害や拡大した損害については、保険金をお支払いできない場合がございます。
①不誠実行為の発生ならびに他の保険契約等の有無及び内容を引受保険会社に遅滞なく通知すること。
②損害の発生および拡大防止に努めること
③他人（被保証人および身元保証人を含みます。）から損害の賠償をうけることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続きをすること。
④不誠実行為につき、遅滞なく所轄警察署に届け出ること。
⑤あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで被保証人と示談をしないこと。
⑥あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。
⑦損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を引受保険会社に通知すること。

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容
(2)保険金のご請求には損害が客観的に証明できる帳簿等、引受保険会社が求める書類の提出が必要です。 (3)保険金をお支払いした場合は、不誠実行為を行った従事者(被保証人)などに対して引受保険会社が求償します。(身元保証人が立てられている場合には、身元保証人に対する求償を行うことになります。) (4)賠償責任に基づく損害の場合の留意点 賠償事故に関わる示談交渉は必ず引受保険会社にご相談いただきながらおすすめください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって被害者と示談を行う「示談交渉サービス」はございません。 (5)同一の事故で、賠償責任に基づく損害と被保険者ご自身が所有する財産の損害が発生している場合は、支払限度額から賠償責任に基づく損害に対する保険金の額を控除した残額の範囲内で、被保険者ご自身が所有する財産の損害に対して保険金をお支払いします。

⑩ 就労支援事業向け作業受託物賠償責任保険

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容
お支払いする保険金の種類 ①法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤引受保険会社が被保険者に代わって、損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 **保険金のお支払い方法** 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を控除した金額を支払限度額を限度に保険金をお支払いします。(ただし、支払限度額の範囲内でも時価額が限度となります。)上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、「支払限度額 ÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

① 事業者賠償責任保険（介護事業者向け）

保険金をお支払いしない主な場合

（共通）
・保険契約者または被保険者の故意（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議または地震、噴火、洪水、津波、高潮
・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
・医療行為または医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為に起因する事故（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）（訪問看護業務事故については、この事由は適用しません。）
・薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給に起因する事故
・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為に起因する事故
＜対人・対物事故の補償　固有の事由＞
・被保険者が所有・使用・管理する財物（被保険者が直接作業を加えている住宅改修工事の目的物を除きます。）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
・自動車・原動機付自転車・航空機、施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物の所有・使用・管理
・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物または行った仕事の結果
・生産物、仕事の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）または完成品等の損壊または使用不能
＜管理下財物事故の補償　固有の事由＞
・保険契約者または被保険者が行いまたは加担した盗取または詐取（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
・保険契約者または被保険者が管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊、紛失、盗取または詐取（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
・自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
・ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
・管理下財物の使用不能（収益減少を含みます。）
＜人格権侵害事故の補償　固有の事由＞
・保険期間の開始時より前に行われた不当行為
・最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
＜徘徊による使用阻害事故の補償　固有の事由＞
・被保険者の故意または重大な過失による法令違反（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
・被保険者が所有、使用または管理する財物の使用阻害
・他人の財物の紛失、盗取または詐取
・特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害
・データまたはコンピュータプログラムの損壊
・徘徊の予防措置を全く取らなかったために発生した事故
・無賃乗車または無銭飲食
＜経済的事故の補償　固有の事由＞
・保険期間の開始前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
・介護支援専門員の有資格者が遂行すべき行為であるにもかかわらず、無資格者によって行われた行為
・被保険者の使用人による窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為
・名誉もしくは信用のき損またはプライバシーの侵害もしくは秘密の漏えい
・被保険者の支払不能または破産
・特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害
・被保険者により居宅介護支援業務の結果の保証がなされたことによって加重された賠償責任
等

① 施設損害賠償責任保険（障害その他・児童関係施設向け）

＜施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険共通＞

保険金をお支払いしない主な場合
●日本国外で発生した事故 ●保険契約者・被保険者の故意 ●戦争・暴動・変乱・騒じょう・労働争議 ●地震・噴火・津波・洪水または高潮 ●被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対して負担する賠償責任（例：利用者が自分の家族に誤ってケガをさせた。等） ●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任（業務中の施設職員の身体障害事故→労災事故として扱われます。「④従事者向け傷害保険」（P10 ご参照）にご加入いただくか、または別途ご案内しております労災上乗せ保険にご加入ください。） ●排水または排気（煙を含む）に起因する賠償責任 ●被保険者またはその業務の補助者が法令により医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師以外の者が行うことを禁じられている行為（医療行為、その他）、または薬品の調剤・投与・販売・供給を行ったことに起因する損害。 ※医療行為に関する賠償事故について、施設としての賠償責任を補償する保険は、「③医療事故賠償責任保険」（P9 ご参照）がございます。ご加入をご検討ください。 等

＜施設賠償責任保険＞

保険金をお支払いしない主な場合
●記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有するものに対して負担する賠償責任（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険共通） ●航空機・自動車・原動機付自転車または施設外における船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます）・動物の所有、使用、管理に起因する損害。自動車事故については自賠責保険または自動車保険（対人・対物）の対象となります。） ●施設の新築修理、改造または取り壊し等の工事に起因する損害 ●仕事の終了後、仕事の結果に起因して発生した事故による損害 ●建物外部から内部への雨、雪等の浸入または吹込みによる損害 等

＜受託者賠償責任保険＞

保険金をお支払いしない主な場合
●被保険者の職員等が受託物を私的な目的で使用中に生じた損壊、紛失または盗取、詐取 ●貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失または盗取・詐取→現金等について、施設職員による盗難などの損害に対しては、「⑨施設現金等総合保険・身元信用保険」（P17 ご参照）にご加入いただければ補償対象となります。 ●自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 ●自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他類似の現象またはねずみ食いもしくは虫食い等による損害 ●給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気・水の漏出・いっ出、またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出による損害 ●建物外部から内部への雨、雪等の浸入または吹込みによる損害 ●受託物が寄託者（利用者）に引き渡された後に発見された損壊、紛失または盗取、詐取 ●保険契約者または被保険者が行い、または加担した盗取・詐取 等

＜人格権侵害担保特約条項＞

保険金をお支払いしない主な場合
●最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為 ●事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為 ●被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。） ●被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為 ●広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 等

②借用不動産賠償責任保険

保険金をお支払いしない主な場合
●借用不動産の修理、改造、取壊し等の工事 ●借用不動産の瑕疵 ●借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変質またはねずみ食いもしくは虫食いその他類似の現象 ●記名被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された損壊 ●記名被保険者の親会社、子会社または関連会社に対する賠償責任　等

③医療事故賠償責任保険

保険金をお支払いしない主な場合
●名誉き損または秘密漏洩に起因する賠償責任 ●所定の免許を持たない者の医療行為に起因する賠償責任 ●日本国外で行われた医療業務に起因する賠償責任 ●美容のみを目的とする医療行為に起因する賠償責任 ●医療の結果を保証することにより加重された賠償責任　等 ＊保険期間中に発見された医療上の事故が保険金の支払いの対象となります。

④従事者向け傷害保険

保険金をお支払いしない主な場合
●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転や、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ●自動車等の乗用具を用いて、競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ　等

⑤従事者向け感染症補償保険

保険金をお支払いしない主な場合
①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失 ②従事者または見舞金等を受け取るべき者の故意または重大な過失 ③従事者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為 ④約定に基づく見舞金の支払いの不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害 ⑤従事者による自動車等の無免許運転中、酒気帯び運転中、麻薬やシンナー等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態での運転中等に生じた事由による損害 ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑧核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑨上記⑥～⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑩初年度契約締結以前に感染していた感染症 ⑪入院または通院見舞金の給付を受けられる期間中に新たに発症した別の感染症 ⑫感染症発症日からその日を含めて 1,000 日を経過した後の期間における入院・通院　等

⑥施設・サービス利用者向け傷害保険

保険金をお支払いしない主な場合

〈施設 A・施設 B〉
●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
●脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
●自動車等の乗用具を用いて、競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
●大学の課外活動中のピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ 等

〈施設 C(訪問型・通所型)・施設 D(入所型)〉
●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
●無免許運転や、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
●脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
●自動車等の乗用具を用いて、競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等

⑦-1 サービス利用者傷害見舞金補償保険Ⅰタイプ

保険金をお支払いしない主な場合

●保険契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の故意または重大な過失
●保険金を受け取るべき者またはその法定代理人の故意または重大な過失。ただし、保険金をお支払いできないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
●地震もしくは噴火またはこれらによる津波
●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
●被災者自身の故意または重大な過失
●被災者自身の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
●被災者自身による自動車または原動機付自転車の無免許運転中・酒気帯び運転中・麻薬やシンナー等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態での運転中等に生じた事故
●核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
●日本国外で発生した事故
●被災者自身の脳疾患、疾病または心神喪失
●伝染病、感染症等の疾病
●医学的他覚所見のないむち打ち症、腰痛、その他の症状
●施設が損害賠償金として負担した被災者対応費用・被災者傷害見舞費用
→①施設損害賠償責任保険で対応
●被災者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置(ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が保険金が支払われる傷害を治療する場合を除きます。) 等

⑦-2 サービス利用者傷害見舞金補償保険Ⅱタイプ

保険金をお支払いしない主な場合

A, Bコース
①保険契約者、被保険者、またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
②約定に基づく補償金の支払いの不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害
③サービス利用者等または補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
④サービス利用者等の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
⑤サービス利用者等による自動車等の無免許運転中、酒気帯び運転中、麻薬やシンナー等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態での運転中等に生じた事由による損害
⑥サービス利用者の妊娠、出産、早産または流産
⑦サービス利用者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金が支払われる傷害の治療によるものである場合を除きます。
⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑩核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑪⑧～⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑫⑩以外の放射線照射または放射能汚染
⑬医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛その他の症状（A コースについては入院見舞金費用のみ、B コースについては入通院見舞金費用のみ）　等

Cコース
●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
●脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ　等

⑧送迎中自動車傷害保険

保険金をお支払いしない主な場合

●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
●自動車等の乗用具を用いて、競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
●極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間のケガ　等

⑨施設現金等総合保険・身元信用保険

＜(1)動産総合保険（現金・小切手・その他有価証券等特約条項付帯）＞

保険金をお支払いしない主な場合

●保険契約者、被保険者、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
●核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
●置き忘れまたは紛失、万引きによって生じた損害
●自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
●電気的、機械的事故による損害（火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合は保険金をお支払いします。）
●差押え、収用・没収・破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。）
●詐欺・横領によって生じた損害
●運送中、自動車等に放置したまま自動車等から離れた間に発生した窃盗・強盗（いずれも未遂を含みます。）によって生じた盗取・損傷・汚損
●現金の場合
（1）受け渡しの誤り、勘定違い等による不足損害
（2）加入依頼書（加入者証）記載の施設建物内に保管中の場合において、営業時間外に施錠された金庫（耐火定置式のもの。手提げ金庫等可動式のものを除きます。）内に収容されていなかったときに生じた損害
●小切手の場合
（1）事故小切手が支払呈示期間内に支払いのため適法に支払人に呈示された場合において、支払人が支払を拒絶したこと（支払拒絶の理由が保険事故である盗難もしくは紛失である場合、またはその小切手の形式・内容の不備（保険事故以降に生じた事を被保険者が立証した場合に限ります。）である場合を除きます。）
（2）事故小切手の支払拒絶のため、振出人が銀行取引を停止されたこと　等
●小切手に事故の際に、次に掲げるすべての措置を行わなかった場合はその事故小切手についての保険金はお支払いしません。
(1) 事故の発生をすみやかに東京海上日動に通知するとともに遅滞なく警察署等に届け出て、事故に関する証明書を取り付けること
(2) 遅滞なく事故小切手の振出人に対して事故発生の通知をし、かつ事故小切手の支払停止を依頼すること。自己振出小切手の場合は支払人に事故小切手の事故届を提出し、支払の停止を依頼すること
(3) 遅滞なく有価証券無効宣言公示催告の申立てを行うこと
(4) 振出人に対して、支払人を通じて手形交換所へ異議申立提供金を遅くとも手形交換所規定により許容される日限までに提供することを求めること。自己振出小切手の場合は支払人を通じて手形交換 所へ異議申立提供金を遅くとも手形交換所規定により許容される日限までに提出すること
※上記 (2)(3) の措置を行うために要した費用は損害拡大防止費用としてお支払いいたします。

＜(2)受託者賠償責任保険（利用者の預かり金）＞

保険金をお支払いしない主な場合

●有価証券、印紙、切手、証書（権利証 等）、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する物は受託物とみなされず補償されません。
●保険契約者・被保険者の故意
●戦争・暴動・変乱・労働争議・騒じょう
●地震・噴火・津波・洪水または高潮
●被保険者、その法定代理人または使用人等が行い、または加担した盗取・詐取
●自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
またはねずみ食いもしくは虫食い等の現象
●給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水やスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいっ出
●建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
●受託物が寄託者に引き渡された後に発見された損壊、紛失、盗取または詐取　等

＜(3)身元信用保険＞

保険金をお支払いしない主な場合

●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
●戦争、内乱、その他の事変・暴動の際の秩序の混乱または労働争議に乗じた不誠実行為により生じた損害
●核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性等の有害な特性による事故の際の秩序の混乱に乗じた不誠実行為によって生じた損害
●地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風の際の秩序の混乱に乗じた不誠実行為により生じた損害
●法令に違反した行為によって被保険者が収得した財産の領得
●保険期間が始まる前に被保険者に対して不誠実行為を行ったことのある者が行った不誠実行為による損害（保険契約者および被保険者が、保険契約締結の時にその者がその時以前に行った不誠実行為を知らなかった場合はこの限りではありません。）
●穴埋め行為（穴埋め行為とはすでに行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。）による損害（穴埋め行為による損害が、既往の不誠実行為による損害の消滅・軽減に充当された金額を超過する場合の、超過分についてはこの限りではありません。）
●保険契約の失効・解除または保険期間満了後1ヵ年以降に発見された不誠実行為による損害
●加害被保証人名が特定できない場合の損害
●保険契約締結の時に、保険契約者または被保険者が、既に発生していることを知っていた不誠実行為、またはその準備行為が行われていることを知っていた不誠実行為によって生じた損害
●被害対象物が金銭、金券、切手、印紙もしくは証紙または在庫商品、製品、原材料、副資材等の棚卸資産である場合において、その損害額を帳簿その他の証憑類で立証できない損害　等

⑩就労支援事業向け作業受託物賠償責任保険

保険金をお支払いしない主な場合
●保険契約者・被保険者の故意 ●戦争・暴動・変乱・騒じょう・労働争議 ●地震・噴火・津波・洪水または高潮 ●施設（被保険者）と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対して負担する賠償責任 ●施設（被保険者）の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任（業務中の施設職員の身体障害事故→労災事故として扱われます。④従事者向け傷害保険（P10ご参照）にご加入いただくか、または別途ご案内しております労災上乗せ保険にご加入ください。） ●排水または排気（煙を含む）に起因する賠償責任 ●施設（被保険者）の職員等が受託物を私的な目的で使用中に生じた損壊・紛失または盗取・詐取 ●貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失または盗取・詐取 ●自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 ●自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはねずみ食いもしくは虫食いその他類似の現象による損害 ●給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気・水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出による損害 ●建物外部から内部への雨、雪等の浸入または吹込みによる損害 ●受託物が寄託者（業者）に引き渡された後に発見された損壊、紛失または盗取・詐取 ●被保険者、その代理人または使用人等が行い、または加担した盗取・詐取　等

事故発生から保険金お支払いまでの流れ

はじめに

・賠償責任保険事故につきまして、一般的な手順をご説明いたします。事故内容により手順が変わることもあります（被害者は保険金請求権に対して先取特権を有します）ので、詳しくは事故報告時に担当者よりご案内いたします。

・賠償責任保険事故が発生した時には、引受保険会社に連絡をされる前に被害者の方との間で賠償金の額を決めたり、施設単独で賠償責任の有無を判断することなく、引受保険会社に相談してください。賠償責任が発生するかどうか判断がつかないような場合も同様です。（引受保険会社の承認を得ないで賠償責任や賠償金額を承認なさいますと被保険者が法律上の損害賠償責任がないと認められる額については保険金が支払われない場合がありますので、ご注意下さい。）本保険では引受保険会社は被害者の方と直接の示談交渉はできませんが、解決に向けて協力、援助をさせていただきますので、遠慮なくご相談ください。

・なお、賠償責任保険で対象とならない傷害の場合は、見舞金でのご対応可能な場合もありますので、事故報告時にご相談ください。（⑦サービス利用者傷害見舞金補償保険Ⅰ・Ⅱタイプにご加入の場合）

ご請求手続きの流れ

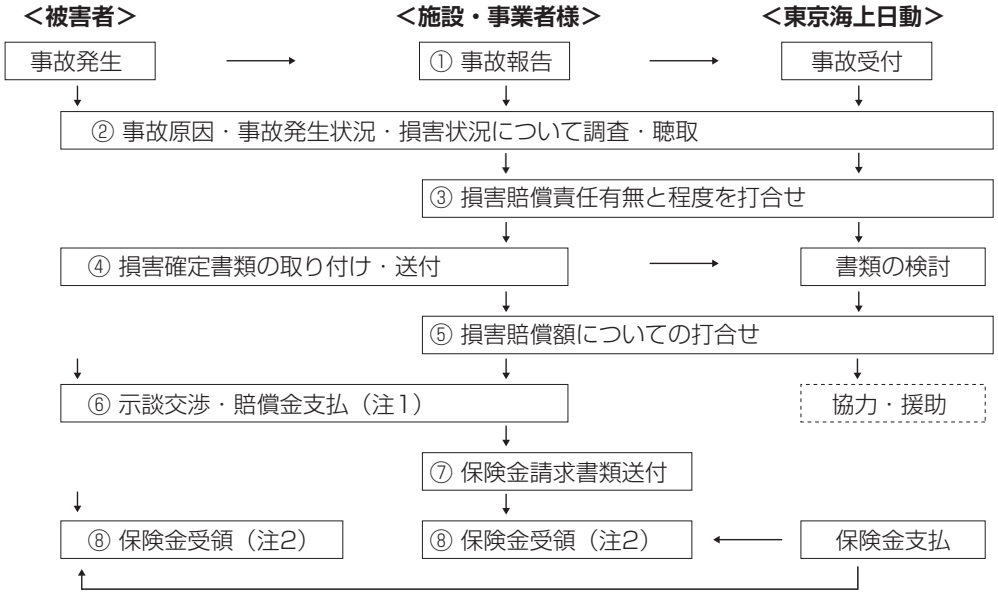

（注 1）被害者が直接保険金を受領するパターンでは、賠償金支払が不要となります。
（注 2）先取特権の規定により、保険金のお支払先が限定される場合があります。
詳しくは P37 の「保険金請求の際のご注意」をお読みください。
※事故状況によりお取り付けいただく書類は異なることがあります。詳しくは担当者よりご案内いたします。

①事故報告

ご加入の際にお渡ししております事故報告用紙（もしくはＰ38（介護施設向け）または P39・40（社会福祉施設損害保険）、P41（社会福祉損害保険＜児童福祉＞）の事故報告用紙）にご記入の上、加入者証とともに下記へＦＡＸにてご連絡ください。

＜ ＦＡＸ番号：０３－３５１５－７５０４　東京海上日動火災保険（株）東社協担当 ＞

送付いただきました事故報告内容を確認の上、担当者から折り返しご連絡いたします。

②事故原因・事故発生状況・損害状況について調査・聴取

・責任割合の検討

→ご連絡いただきました事故内容から施設様と被害者の方の責任負担割合を検討いたします。必要に応じ、事故現場や施設様のもとに調査員が参ります。

③損害賠償責任有無と程度を打ち合わせ

責任有無及び責任割合についての打ち合わせとなります。

④損害確定書類の取り付け・送付

被害者の方に発生した損害の算定に必要な書類をお取り付けいただきます。事故状況によりお取り付けいただく書類は異なりますので、担当者よりご案内いたします。

⑤損害賠償額についての打ち合わせ
お取り付けいただきました損害確定書類の内容の検討を行い、示談案をご連絡いたします。(示談案については以下の方法で検討いたします。)
・損害額の算定　→被害者の方に発生した損害を金額に換算いたします。必要に応じ、同意書をもとに医療調査を行います。
・金額の確定　→「(被害者の方に発生した損害の額)×(施設様の責任負担割合)」が、お支払いできる保険金の限度額になります(支払限度額が上限となります)。

⑥示談交渉
被害者宛に賠償金額の提示をしていただきます。引受保険会社と打ち合わせた金額での示談が出来ない場合は担当者までご連絡ください。

⑦保険金請求書類送付
被害者の方と示談が成立し、示談書のお取り付けおよび被害者への賠償金のお支払いが出来ましたら、保険金請求書と共にご送付ください。なお、保険金請求の際にご提出いただく書類は引受保険会社担当者よりご案内いたします。

⑧保険金受領
ご送付いただきました保険金請求書に基づき、ご指定口座へ保険金をお支払いいたします。

【保険金請求の際のご注意】
責任保険において(身元信用保険については賠償責任に基づく損害の場合)、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します。(保険法第 22 条第 1 項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第 22 条第 2 項)。
このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

もし事故が起きたときは
＜介護サービス事業者賠償責任保険・施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険＞
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いをすることがありますのでご注意ください。
※保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

＜医師賠償責任保険＞
医療業務に起因して他人の身体の障害が発生したことを発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容 その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いをすることがありますのでご注意ください。
※保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

＜レジャー・サービス施設費用保険＞
事故の発生を知った場合、事故発生の日から３０日以内に事故発生の状況、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合等は、保険金を減額してお支払いをすることがありますのでご注意ください。
※保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

＜約定履行費用保険＞
この保険で補償される偶然な事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく必要事項について取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
※保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

＜身元信用保険・動産総合保険＞
この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく引受保険会社にご連絡の上、保険金請求のお手続きをお取りください。動産総合保険の場合は P26、27 を、身元信用保険の場合はＰ27「お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容」をご確認ください。保険金請求権には時効(3 年)がありますのでご注意ください。

＜総合生活保険(傷害補償)・交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約・学校契約団体傷害保険＞
・事故が発生した場合には、事故の日時、場所、被害者名、事故状況等を直ち(送迎中自動車傷害保険・学校契約団体傷害保険は 30 日以内)
に引受保険会社へご通知ください。
・保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
※保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

↑↑↑東京海上日動行 FAX：03-3515-7504 加入者証添付↑↑↑

東京都社会福祉協議会団体用　事故報告用紙（介護事業者用）

事故が発生した場合は、本紙を使用して速やかに事故内容のご連絡をお願いします。
＊事故のご連絡の際は、必ず加入者証も併せてＦＡＸください。

法人・事業者名		加入者番号	
サービス NO. ＊加入者証に記載のある該当 NO. を右記より選択○してください。	①居宅介護支援　②訪問介護・夜間対応型訪問介護　③訪問入浴介護　④訪問リハビリテーション ⑤通所介護・認知症対応型通所介護（入浴あり）　⑤通所介護・認知症対応型通所介護（入浴なし） ⑥通所リハビリテーション　⑦短期入所生活介護　⑦短期入所生活介護（⑤⑰同時加入の場合） ⑧小規模多機能型居宅介護　⑨短期入所療養介護　⑩認知症対応型共同介護　⑪看護小規模多機能型居宅介護 ⑫特定施設入居者生活介護　⑬地域密着型特定施設入居者生活介護　⑭福祉用具貸与　⑮福祉用具発売　⑯住宅改修 ⑰指定介護老人福祉施設　⑰施設サービス計画作成　⑱地域未着型介護老人福祉施設　⑱施設サービス計画作成 ⑲介護老人保健施設・無料定額介護老人保健施設　⑳指定介護療養型医療施設　㉑訪問介護　㉒その他		
事業所所在住所			
お電話番号	（　　）　　ご担当者様　（　　）		
事故日	（西暦）　　年　　月　　日　　時ごろ		
事故発生住所			
加害者氏名	様　（　男　・　女　）　（　　）　歳		
被害者の要介護度	要介護１　要介護２　要介護３　要介護４　要介護５　要支援１　要支援２　非該当　その他		
被害者の認知症の程度	認知症なし　軽度認知症　中度認知症　重度認知症　その他		

人身事故の場合記入ください。

事故発生場所	①居室　②食堂　③廊下　④ロビー　⑤浴室　⑥屋外　⑦送迎中　⑧その他（　　）
事故形態	①転倒　②転落　③誤嚥　④疾病　感染症　⑤その他（　　）
事故原因	①他者の加害行為　②つまずき　③すべり　④不適切な支援　⑤その他（　　）
ケガの内容	①骨折　②打撲　③すり傷　④やけど　⑤窒息　⑥死亡　⑦その他（　　）
事故時の状況	①介助中　②単独で歩行中　③単独で車いす　④レクリエーション中　⑤リハビリ中　⑥その他
詳しい事故状況	被害者の方がサービス利用者の場合、身体状態をご記入ください。（例：全介助、自立歩行可、杖使用、車椅子利用　等）

物損事故の場合記入ください。

事故形態	①破損　②紛失　③盗難　④その他（　　）
事故発生場所	①訪問介護先（利用者のご自宅）　②施設内　③送迎中　④その他（　　）
事故時の状況	①介助中　②食事中　③清掃中　④洗濯中　⑤その他（　　）
詳しい事故状況	

人身･物損問わず記入ください。

被害者氏名	（フリガナ） 様　（　男　・　女　）　（　　）　歳
被害者の立場	①利用者　②職員　③家族　④その他（　　）
詳しい被害内容	人身事故の場合は、ケガの程度、治療日数見込み等をご記入ください。 物損事故の場合は、その物の購入金額、購入時期、メーカー、購入先をご記入ください。
事業者様のご見解	発生事故に関し施設側の賠償責任有無について事業者様のお考えをご記入ください。

【ご照会・ご相談先】

東京海上日動火災保険㈱　本店損害サービス第一部　火災新種損害サービス室　東社協担当　（平日午前９時から午後５時まで）　**03-3515-7503**

↑↑↑東京海上日動行 FAX：03-3515-7504 加入者証添付↑↑↑

東京都社会福祉協議会団体用　事故報告用紙（障害者総合支援法等対応版）

事故が発生した場合は、本紙を使用して**速やかに事故報告先**（下記ＦＡＸ番号）にＦＡＸいただきます様お願いいたします。
なお、事故報告の際は、**必ず加入者証を添付**ください。事故内容を確認のうえ、弊社担当者からご連絡をさせていただきます。

法人・施設名		加入者番号	
サービス NO. ＊加入者証に記載のある該当 NO. を右記より選択○してください。	①施設入所支援　②共同生活援助（介護サービス包括型） ②共同生活援助（外部サービス利用型）　③療養介護　④生活介護　⑤自立訓練（機能訓練） ⑥自立訓練（生活訓練）　⑦宿泊型自立訓練　⑧就労移行支援　⑨就労継続支援Ａ型 ⑩就労継続支援Ｂ型　⑪地域活動支援センターⅠ型　⑫地域活動支援センターⅡ型 ⑬地域活動支援センターⅢ型　⑭福祉ホーム　⑮日中一時支援事業 ⑯居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援事業、意思疎通支援事業、同行援護 ⑰重度障害者等包括支援　⑱一般相談支援事業、特定相談支援事業 ⑲法外事業　⑳その他		
ご住所	〒		
お電話番号 ＦＡＸ番号	（　　） （　　）	ご担当者氏名	
事故日	（西暦）　　年　　月　　日　　時ごろ		
事故発生場所（住所）			
加害者氏名	様　（男・女）　歳		
事故状況 ＊事故の詳細内容をご記載ください。			
賠償責任の有無についての施設側（被保険者）の見解			
被害者氏名 （お怪我をされた方の氏名）	（フリガナ） 様（男・女）　歳		
被害内容 （怪我の程度、治療日数見込み等）			

＊被害が財物損害の場合、その財物の購入金額、購入時期、メーカー、購入先等をご教示ください。
＊傷害事故の場合には、事故報告用紙にケガをされた方の氏名をご記入ください。

【ご照会・ご相談先】

東京海上日動火災保険㈱	本店損害サービス第一部　火災新種損害サービス室 東社協担当　（平日午前９時から午後５時まで）	03-3515-7503

↑↑↑東京海上日動行 FAX：03-3515-7504 加入者証添付↑↑↑

東京都社会福祉協議会団体用　事故報告用紙（その他措置・経費等）

事故が発生した場合は、本紙を使用して**速やかに事故報告先**（下記ＦＡＸ番号）にＦＡＸいただきます様お願いいたします。
なお、事故報告の際は、**必ず加入者証を添付**ください。事故内容を確認のうえ、弊社担当者からご連絡をさせていただきます。

法人・施設名		加入者番号	
サービス NO. ＊加入者証に記載のある該当 NO. を右記より選択○してください。	①婦人保護施設　②救護施設　③更生施設　④宿泊所・宿所提供施設 ⑤養護老人ホーム　⑥軽費老人ホーム（A型）　⑦軽費老人ホーム（B型） ⑧軽費老人ホーム（ケアハウス型）　⑨都市型軽費老人ホーム ⑩盲人ホーム　⑪福祉センター（高齢者・身体障害者）・老人憩いの家 ⑫授産場・社会事業授産 ⑬認定生活困窮者就労訓練事業　⑭その他		
ご住所	〒		
お電話番号 ＦＡＸ番号	（　　） （　　）	ご担当者氏名	
事故日	（西暦）　　年　　月　　日　　時ごろ		
事故発生場所（住所）			
加害者氏名	様　（男・女）　　歳		
事故状況 ＊事故の詳細内容をご記載ください。			
賠償責任の有無についての施設側（被保険者）の見解			
被害者氏名 （お怪我をされた方の氏名）	（フリガナ） 様（男・女）　　歳		
被害内容 （怪我の程度、治療日数見込み等）			

＊被害が財物損害の場合、その財物の購入金額、購入時期、メーカー、購入先等をご教示ください。
＊傷害事故の場合には、事故報告用紙にケガをされた方の氏名をご記入ください。

【ご照会・ご相談先】

東京海上日動火災保険㈱	本店損害サービス第一部　火災新種損害サービス室 東社協担当　（平日午前９時から午後５時まで）	03-3515-7503

↑↑↑東京海上日動行 FAX：03-3515-7504 加入者証添付↑↑↑

東京都社会福祉協議会団体用　事故報告用紙（児童施設用）

事故が発生した場合は、本紙を使用して**速やかに事故報告先**（下記ＦＡＸ番号）にＦＡＸいただきます様お願いいたします。
なお、事故報告の際は、**必ず加入者証を添付**ください。事故内容を確認のうえ、弊社担当者からご連絡をさせていただきます。

法人・施設名		加入者番号	
サービス NO. ＊加入者証に記載のある該当 NO. を右記より選択○してください。	①児童養護施設　②児童自立支援施設 ③児童養護グループ、小規模住居型児童養育事業 ④福祉型障害児入所施設　⑤医療型障害児入所施設　⑥児童発達支援 ⑦放課後等デイサービス　⑧自立援助ホーム　⑨乳児院 ⑩保育所等訪問支援　⑪認可保育所　⑫幼保連携型認定こども園 ⑬小規模保育事業、家庭的保育事業　⑭認証保育所 ⑮児童館、学童クラブ等　⑯母子生活支援施設　⑰子ども家庭支援センター ⑱特定相談支援、障害児相談支援　⑲その他		
ご住所	〒		
お電話番号 ＦＡＸ番号	（　　） （　　）	ご担当者氏名	
事故日	（西暦）　　年　　月　　日　　時ごろ		
事故発生場所（住所）			
加害者氏名	様　（男・女）　　歳		
事故状況 ＊事故の詳細内容をご記載ください。			
賠償責任の有無についての施設側（被保険者）の見解			
被害者氏名 （お怪我をされた方の氏名）	（フリガナ） 様（男・女）　　歳		
被害内容 （怪我の程度、治療日数見込み等）			

＊被害が財物損害の場合、その財物の購入金額、購入時期、メーカー、購入先等をご教示ください。
＊傷害事故の場合には、事故報告用紙にケガをされた方の氏名をご記入ください。

【ご照会・ご相談先】

東京海上日動火災保険㈱　本店損害サービス第一部　火災新種損害サービス室
東社協担当　（平日午前９時から午後５時まで）　03-3515-7503

本保険につきましては、一定期間の事故の発生状況等を勘案して、今後の保険料・保険金額等の見直しをさせていただくことがございます。

東京福祉企画は、保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、引受契約の管理業務等の代理業務を行なっております。従いまして、東京福祉企画との間で締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

この保険は、以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行ないます。各引受保険会社は契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受割合については、東社協にてご確認ください。

＜引受保険会社＞

（幹事保険会社）東京海上日動火災保険株式会社（担当課）公務第一部東京公務課 03-3515-4126
三井住友海上火災保険株式会社

―ご加入にあたってのご注意―

被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

＜告知義務＞

（共通）

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（引受保険会社の代理店には告知受領権があります。）。

（総合生活保険（傷害補償）、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約、学校契約団体傷害保険）

①告知義務（ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務）等　この保険の告知事項は、以下の事項となります。（詳細は加入依頼書をご確認ください。）

●被保険者（保険の対象となる方）の職業・職務（従事者傷害保険、サービス利用者傷害見舞金補償保険Ⅱタイプ C コース）

●被保険者の人数（従事者向け傷害保険、サービス利用者傷害見舞金補償保険Ⅱタイプ C コース、施設・サービス利用者向け傷害保険）

●他の保険契約等（＊）を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）

（＊）「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約 をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

・加入される方（団体の構成員）の氏名（ふりがな）についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。

②継続してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または引受保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2019 年 10 月 1 日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

③ご契約内容および事故報告内容の確認について：損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社までご照会ください。

④死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

特定の方を指定する場合には、必ず被保険者（保険の対象となる方）の同意を得てください。また、同意のないままにご加入された場合には保険契約が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。

＜通知義務等＞

（賠償責任保険）

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

（レジャー・サービス施設費用保険、約定履行費用保険）

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

（動産総合保険）

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

（身元信用保険）

ご加入後に加入依頼書の「全従事者数」に 1 割を超える変更が生じることが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

（総合生活保険（傷害補償）、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約、学校契約団体傷害保険）

ご加入後のご注意

①ご加入内容の確認・保管・加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいますようお願いいたします。また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

②通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務）
加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払する保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の通知事項は、以下の事項となります（詳細は加入依頼書等をご確認ください。）。
●被保険者（保険の対象となる方）の職業・職務（従事者傷害保険、サービス利用者傷害見舞金補償保険Ⅱタイプ C コース）
●被保険者の人数（従事者向け傷害保険、サービス利用者傷害見舞金補償保険Ⅱタイプ C コース、施設・サービス利用者向け傷害保険）
（＊）総合生活保険（傷害補償）においては、この保険の引受範囲を超える職業・職務に変更となる場合には、ご加入を解除させていただくことがあります。詳細は、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。
③ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
加入内容変更をいただいてから１ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

＜他の保険契約等がある場合＞
この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、総合生活保険（傷害補償）、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約、学校契約団体傷害保険を除き次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

ただし、①Ⅱ、Ⅲタイプご加入時の施設賠償責任保険において、利用者の行為に起因して損害が発生した場合は、損害の額が、他の保険契約等により支払うべき保険金の額とその免責金額との合算額を超過した場合に限り、その超過額に対して保険金を支払います。

＜加入者証＞
ご加入後１ヶ月を経過しても加入者証が届かなかった場合は、団体窓口もしくは取扱代理店にご照会ください。

＜示談代行サービスは行ないません＞
賠償責任保険（身元信用保険については賠償責任に基づく損害の場合）について、引受保険会社が被害者の方との示談交渉を行なう「示談交渉サービス」はございません。従いまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基き、施設等の被保険者ご自身が被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、予めご承知置きください。なお、保険会社の同意を得ないで、示談締結をなされた場合には、示談金の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

＜事故の通知＞
事故が発生した場合には、事故の日時、場所、被害者名、事故状況等を直ち（送迎中自動車傷害、学校契約団体傷害保険は 30 日以内）に取扱代理店または引受保険会社（幹事）にご通知ください。詳しくは P38（介護施設向け）、P39・40（社会福祉損害保険）、P41（社会福祉損害保険＜児童福祉＞）をご覧ください。

＜団体契約について＞
この保険契約は、東京都社会福祉協議会を保険契約者、東京都社会福祉協議会会員および関連団体等を被保険者とする施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、医師賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、約定履行費用保険、総合生活保険（傷害補償）、就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償）、管理下中のみの傷害危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償）、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約、学校契約団体傷害保険、動産総合保険、身元信用保険からなる団体契約です。保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は、原則として東京都社会福祉協議会が有します。なお、本保険契約につき、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社（幹事）におたずねください。

このパンフレットは、社会福祉施設の業務に関する複数の保険を組み合わせたもの（介護サービス事業者賠償責任保険、施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、医師賠償責任保険、総合生活保険（傷害補償）、就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償）、管理下中のみの傷害危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償）、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約、学校契約団体傷害保険、約定履行費用保険、レジャー・サービス施設費用保険、動産総合保険、身元信用保険）の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、本保険の契約者である東京都社会福祉協議会にお渡ししている保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社（幹事）までおたずねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、約定履行費用保険、動産総合保険および身元信用保険に関しては、以下のページの記載も併せてご確認ください。
P.44「一般社団法人　日本損害保険協会そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）」
「1. 補償の重複に関するご注意」
P.46「11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について」
「＜引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて＞」
「＜個人情報の取扱いに関するご案内＞」

学校契約団体傷害保険、送迎中自動車傷害保険にご加入の皆様へ
<重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）>
団体保険にご加入いただくお客様へ（必ずお読みください）

契約概要・注意喚起情報のご説明

- **本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については弊社ホームページ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html）にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。）。**
- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。）となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願い申し上げます。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。
この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

（2）補償の内容・保険期間（保険のご契約期間）

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

（3）引受条件（保険金額＊1等）

この保険での引受条件（保険金額＊1等）は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。
＊1 団体長期障害所得補償保険の場合は支払基礎所得額×約定給付率をいいます。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は：本説明書もしくはパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。
事故のご連絡・ご相談は：東京海上日動安心110番（事故受付センター）
（受付時間：365 日 24 時間）
携帯・PHS OK 0120－119－110
〝事故は 119 番－110 番〞
携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

一般社団法人　日本損害保険協会
そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）
携帯OK 0570－022808 〈通話料有料〉
IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
受付時間：平日午前 9 時 15 分～午後 5 時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

○賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約（他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
○補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください（1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。）。

2. 告知義務・通知義務等

（1）ご加入時における注意事項（加入依頼書等に関する注意事項等）

○保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。
○このためご加入時には、告知義務（ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務）があります（弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます。）。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。
○もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合（約款に同内容の規定がある場合を含みます。）は、以下の取扱いとなります。
・保険期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日＊2から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
・保険期間が1年を超えるご契約の場合：支払責任の開始日＊2 から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
＊2 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。
○ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。
○なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。
○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

（2）ご加入後における留意事項（通知義務等）

○通知義務（ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務）や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。
○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

（3）次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。
ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引

受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。
ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。
ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1)始期前発病不担保の取扱い変更

(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかぎります)

ご加入を更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の支払責任の開始日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といいます。)
ただし、初年度契約の支払責任の開始日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年＊3を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。
＊3 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

(2)その他

パンフレット等をご確認ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
詳細は後記＜引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて＞等をご確認ください。

6. 個人情報の取扱いについて

後記＜個人情報の取扱いに関するご案内＞もしくは加入依頼書等をご確認ください。

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。
①現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項
○多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなることがあります。
②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項
○新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。
○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。
○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。
○新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。
○新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。
現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えで新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。
○新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なることがあります。
(例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん保険(1年契約用)」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

(1)事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

(2)保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI 等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

※携行品一式特約付帯動産総合保険、またはヨット・モーターボート総合保険の場合は、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
＜携行品一式特約付帯動産総合保険の場合＞
・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
・所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
・事故の発生した敷地内の見取図
・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
＜ヨット・モーターボート総合保険の場合＞
・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
・保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類(被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
・事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真、図面、被害物の写真、価額を確認できる書類、修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
・被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
・争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
・被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

(3)代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

(4)賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受

保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご確認ください。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご加入を取り消すことができます。
○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
○以下に該当する事由がある場合には、弊社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、被保険者または保険金受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合　等

＜引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。
「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返れい金等
保険期間１年以内の傷害保険 総合生活保険(傷害補償)、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、フルガード保険特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、こども総合保険、自転車総合保険、医療保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、がん保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険　等	破綻後3か月間は100% 3か月経過後は80%	80%
個人賠償責任保険、ゴルファー保険、ハンター保険、携行品一式特約付帯動産総合保険、ヨット・モーターボート総合保険、動産総合保険、身元信用保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、医師賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、約定履行費用保険、レジャー・サービス施設費用保険、受託者賠償責任保険　等	破綻後3か月間は100% 3か月経過後は80% ＊4	80% ＊4
所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、医療保険(1年契約用)、がん保険(1年契約用)、医療費用保険　等 保険期間１年超の傷害保険 総合生活保険(傷害補償)、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、こども総合保険、自転車総合保険　等	90% ＊5	90% ＊5

＊4　ご契約者が個人・小規模法人＊6・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)の場合に対象となります。また、ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

＊5　引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去５年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります。

＊6　「小規模法人」とは、破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人および外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります。)をいいます。

＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社(幹事)	
三井住友海上火災保険株式会社	

＜個人情報の取扱いに関するご案内＞

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

＜保険に関するご意見・ご相談先＞

東京海上日動火災保険株式会社
公務第一部東京公務課
住所：東京都千代田区三番町 6-4
TEL：03-3515-4126

東京海上日動火災保険株式会社

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
総合生活保険（傷害補償）にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。
必ず最後までお読みいただき、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［マークのご説明］

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報　ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ　ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み 契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください＊2。

●個人賠償責任補償特約　●借家人賠償責任補償特約　●携行品特約
●住宅内生活用動産特約　●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救援者費用等補償特約　●育英費用補償特約　●学業費用補償特約
●疾病による学業費用補償特約　●医療費用補償特約

＊1　総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

＊2　1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額の設定 契約概要

この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

⑴保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

⑵保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ　ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務 注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。
なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください（項目名は商品によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

［告知事項・通知事項一覧］

★:告知事項　☆:告知事項かつ通知事項

①総合生活保険（傷害補償）
職業・職務等＊1が告知事項かつ通知事項（☆）＊2となります。準記名式となる契約の場合、被保険者（本人）数が告知事項かつ通知事項（☆）となります。
他の保険契約等＊3を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

②総合生活保険（こども総合補償）
職業・職務等＊1、公的医療保険制度＊4が告知事項かつ通知事項（☆）となります。
生年月日、他の保険契約等＊3を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

③総合生活保険（個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償）
他の保険契約等＊3を締結されている場合はその内容が告知事項（★）となります。

＊1　新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

＊2　交通事故傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項かつ通知事項（☆）とはなりません。

＊3　この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

＊4　医療費用補償特約をセットされる場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

2 クーリングオフ 注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人 注意喚起情報

総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

＊1　家族型補償（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

Ⅲ　ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等 注意喚起情報

［通知事項］

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

［その他ご連絡いただきたい事項］

●すべての商品共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［ご加入後の変更］

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、

脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

［保険期間終了後、更新を制限させていただく場合］

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。
この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

［更新後契約の保険料］

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

［保険金請求忘れのご確認］

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。
更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

［更新加入依頼書等記載の内容］

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［ご加入内容を変更されている場合］

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。
1年超	原則として90％まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90％を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票（被保険者票）はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票（被保険者票）が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票（被保険者票）が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票（被保険者票）とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - 東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
  - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - 附加給付の支給額が確認できる書類
  - 東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
＊1 法律上の配偶者に限ります。
●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1.保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2.相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3.保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル **0570−022808** **<通話料有料>**
IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）
受付時間：平日 午前9時15分〜午後5時

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社（幹事）	
三井住友海上火災保険株式会社	

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険　普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心 110 番（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

事故は 119 番・110 番

携帯・PHS OK **0120−119−110**

東京海上日動火災保険株式会社

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1.保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合
□保険金額、免責金額（自己負担額）
□保険期間
□保険料・保険料払込方法
□保険の対象となる方

2.加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入いただく商品に応じてご確認いただく事項】

確認事項	傷害補償
□加入依頼書等の「職業・職務等」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種） ＊1管理下中のみ傷害危険補償特約、学校契約団体傷害保険特約、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約をご契約いただいた場合には、確認不要です。	○ ＊1

【すべての商品に共通してご確認いただく事項】
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3.重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意＊1」についてご確認ください。
＊1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

契約内容に変更が生じた場合

施設の住所・連絡先変更等の基本情報の変更および脱退については、以下の加入内容変更依頼書でご連絡願います。

東京都社会福祉協議会　団体保険制度　加入内容変更依頼書

東京海上日動火災保険株式会社

社会福祉法人　東京都社会福祉協議会　御中

1．変更の対象となる制度

介護事業者・社会福祉施設損害保険

加入者番号	

施　設　住　所	(〒　　ー　　)	施設名	
法人名・団体名		TEL	
施　設　長　名 (法人・団体代表者でも可)	印	FAX	

2．下記のとおり、加入内容の変更を通知します。

変更事項	変更内容	
	変更依頼日	年　月　日
□住所・連絡先変更 □施設種別の追加・変更 □施設名の変更 □脱退 □その他の変更	変更内容を具体的に記載してください。	

3．脱退・保険料返戻の場合は、以下口座記入欄に振込先口座をご記入ください。

金融機関	フリガナ	銀行　信金　農協 信託　信組　労金	フリガナ	本店 支店
口座種類	普通　当座	口座番号		
口座名義	フリガナ			

代理店欄	使用	変更受付日	年　月　日	部店・担当店	公務1・東京公務課(1333)
				取扱代理店	東京福祉企画(0529)

受付印

上記変更内容について承認します。

東京都社会福祉協議会

(印)

認印なきもの無効

＊本紙は加入依頼書とともに保管ください。

傷害保険にご加入の方が対象です。
学校契約団体傷害保険、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保付帯傷害保険のみにご加入の方は、「デイリーサポート」のみが対象となります。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

● メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1：24時間365日
携帯・PHS OK **0120-708-110**
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

● 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間（いずれも土日祝日、年末年始を除く）
●電話介護相談 ：9:00～17:00
●各種サービス優待紹介：9:00～17:00
携帯・PHS OK **0120-428-834**

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

● デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間（いずれも土日祝日、年末年始を除く）
・法律相談 ：10:00～18:00
・税務相談 ：14:00～16:00
・社会保険に関する相談 ：10:00～18:00
・暮らしの情報提供 ：10:00～16:00
携帯・PHS OK **0120-285-110**

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください（各サービス共通）

- ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

必ずお読みください

2019 年 8 月

総合生活保険の
2019年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

総合生活保険　商品改定のご案内

1　主な改定点

(1) 各補償共通の改定内容

補　償	改 定 項 目	概　　要
各補償共通	保険料の改定	直近の保険金のお支払状況等を踏まえて、保険料を改定します。
	薬物免責規定の改定	危険ドラッグを使用した状態で自動車を運転している間に生じた傷害等を免責とします。
	介護保険法改正に伴う改定	介護保険法改正により新設される「介護医療院」について、「介護療養型医療施設」と同等の施設として取り扱います。
	「同居」の定義の明確化	マンション等の集合住宅の別の住戸に居住している場合は、「同居」の定義における「同一家屋」にあたらないことを明確化します。
	サービス「デイリーサポート」の運用の見直し	「法律・税務相談」および「社会保険に関する相談」の電話受付時間を変更します。また、「介護アシスト」で同様のサービスを提供しているため、「介護関連サービス」を廃止します。
	「ギプス等」に関する規定の改定	実際に通院していない場合であっても、ギプス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、「その他これらに類するもの」を限定列挙方式に変更します。また、保険金のお支払対象となる部位に顎骨および顎関節等を追加します。

このご案内は、2019 年 10 月 1 日始期以降の総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07d1-GJ05-18019-201905

東京都社会福祉協議会がご提供する団体保険制度の一覧表

以下の一覧表は団体保険制度の概要を示したものとなります。制度の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

NO.	保険名	保険期間	募集時期	中途加入	保険概要
1	ボランティア保険	毎年4月1日～（1年間）	随時	随時	ボランティア活動中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。
2	行事保険	毎年4月1日～（1年間）	随時	随時	福祉活動やボランティア活動または、市民活動の一環として、非営利団体が主催する行事参加中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。
3	サイバープロテクター（個人情報漏えい賠償責任保険）	毎年4月1日～（1年間）	2月頃	○	個人情報が漏えいした場合の賠償責任および各種負担する費用を補償する制度。
4	社協の保険	毎年4月1日～（1年間）	2月頃	○	社協が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
5	在宅福祉サービス総合保険	毎年4月1日～（1年間）	2月頃	○	在宅福祉サービスを提供する事業者が業務の遂行に起因して被った法律上の賠償責任を補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
6	労災上乗せ保険	毎年7月1日～（1年間）	5月頃	○	職員・従事者が業務上または、通勤途上の災害によって身体に障害を被った場合に、その職員・従事者本人やその家族が災害補償規定に基づき補償をする制度。
7	常勤役員・非常勤役員災害補償保険	毎年7月1日～（1年間）	5月頃	○	常勤・非常勤役員が法人運営活動従事中・往復途上などに偶然な事故でケガをした際の傷害リスクを補償する制度です。常勤役員は、業務従事中、従事外を問わず補償します（24時間補償）。
8	役員賠償責任保険	毎年7月1日～（1年間）	5月頃	○	役員の賠償リスクを補償する制度です。
9	社会貢献型後見人に係る損害保険	毎年8月1日～（1年間）	6月頃	○	社会貢献型後見人が社会貢献型後見人の業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
10	地域福祉権利擁護事業保険	毎年10月1日～（1年間）	8月頃	○	地域福祉権利擁護事業を行う生活支援員が被る賠償責任リスクを補償する制度です。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
11	介護事業者・社会福祉施設損害保険	毎年10月1日～（1年間）	8月頃	○	介護事業者や社会福祉施設が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。

【お問合せ先】取扱代理店：**有限会社東京福祉企画**（東京都社会福祉協議会指定代理店）
TEL：03－3268－0910
FAX：03－3268－8832
HP：http://www.tokyo-fk.com

本保険に関するお問い合わせ先

● 取扱代理店（加入依頼書送付先）

有限会社　東京福祉企画

〒162−0825　東京都新宿区神楽坂1−2　研究社英語センタービル3階
TEL 03(3268)0910　FAX 03(3268)8832
ホームページアドレス http://www.tokyo-fk.com

● 団体契約者

社会福祉法人　東京都社会福祉協議会
（団体窓口）福祉部　経営支援担当

〒162−8953　東京都新宿区神楽河岸1−1
TEL 03(3268)7232　FAX 03(3268)2148

この他にも、社会福祉事業やボランティア活動を総合的にフォローアップするために、各種保険を取り揃えております。
各窓口へお問い合わせください。

● 引受保険会社（幹事）

東京海上日動火災保険株式会社　　（担当課）公務第一部　東京公務課

〒102−8014　東京都千代田区三番町6−4（ラ･メール三番町10F）
TEL 03(3515)4126　FAX 03(3515)4127

● 事故に関するお問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社
本店損害サービス第一部　火災新種損害サービス室　東社協担当

〒102−8014　東京都千代田区三番町6−4（ラ･メール三番町5F）
TEL 03(3515)7503　FAX 03(3515)7504

≪事故の際のご連絡方法について≫

事故のご連絡の際は、事故報告用紙（P38（介護施設向け）、P39･40（社会福祉損害保険）、P41（社会福祉損害保険<児童福祉>）と加入者証を、上記、東京海上日動火災保険㈱　本店損害サービス部 火災新種損害サービス室までFAXください。
ご送付いただきました事故報告用紙と加入者証を確認の上、保険会社担当者から折り返しご連絡いたします。

《保険料お振り込み先》

①【介護事業者版】の方
【銀　行】 みずほ銀行　　飯田橋支店（普）1645437
福）東京都社会福祉協議会　介護総合保険口

②【障害者総合支援法対応版】【その他措置･軽費等版】【児童福祉関係施設版】の方
【銀　行】 みずほ銀行　　飯田橋支店（普）1491278
福）東京都社会福祉協議会　施設賠責口

<引受保険会社>
東京海上日動火災保険株式会社（幹事）
三井住友海上火災保険株式会社

（2019年8月作成　19-TC02321）